

特定技能制度及び育成就労制度の 分野別運用方針(案)

目次

1	介護分野	30
2	工業製品製造業分野	40
3	建設分野	60
4	航空分野	77
5	漁業分野	89
6	飲食料品製造業分野	101
7	外食業分野	113

介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針
及び育成就労に係る制度の運用に関する方針

法 務 大 臣
厚生労働大臣
国家公安委員会
外 務 大 臣

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。）第 2 条の 4 第 1 項及び外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「育成就労法」という。）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、入管法第 2 条の 3 第 1 項及び育成就労法第 7 条第 1 項の規定に基づき定められた「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）にのっとり、介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針（以下「分野別運用方針」という。）を定める。

第一 特定技能制度及び育成就労制度に共通する事項

- 1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）及び特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である分野（育成就労産業分野）

介護分野

- 2 当該産業上の分野における人材の不足の状況（当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項

（1）特定技能外国人及び育成就労外国人受入れの趣旨・目的

ア 特定技能外国人

介護分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

イ 育成就労外国人

特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である介護分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保する。

（2）生産性向上や国内人材確保のための取組

介護人材については、介護人材の処遇改善に加え、多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進・生産性向上、介護の仕事の魅力向上等、人材確保のため総合的な取組を進めており、令和元年から令和 5 年までにかけて、対前年比で平均 5,000 人程度増加している。

ア 生産性向上のための取組

生産性向上のための取組については、介護ロボットやＩＣＴ等を活用し、業務の改善や効率化等を進めることにより、職員の業務負担の軽減に取り組むため、介護テクノロジーの導入費用に対する補助を行っているほか、働きやすい職場環境づくりの総理大臣・厚生労働大臣表彰の実施等による事例の横展開、生産性の向上に資する様々な支援策を一括し、適切な支援につなぐためのワンストップ型の総合的な事業者支援窓口の設置を全都道府県に促進する等の取組、開発事業者に対し研究開発から上市までを総合的に支援する、CARE Innovation Support Office (CARI SO) の立ち上げ等を進めている。また、令和６年度介護報酬改定において、介護テクノロジーを活用した継続的な業務改善の取組を評価する加算が創設されたところであり、これに基づき各種取組を一層促進することとしている。

これらの取組を経て、令和６年度介護労働実態調査によると、介護記録ソフトにおいて「利用者情報（ケア記録・ケアプラン等）の入力・保存・転記の機能」を日常的に利用している割合が 75.4% となっており、サービス別に見ると、施設系（入所型）では「ベッドセンサー（マット型）」を日常的に利用している割合が 70.1% となるなど、介護ロボットやＩＣＴ等が一定活用されている状況にある。また、介護ロボットやＩＣＴ等の導入効果については「昼間の業務負担の軽減」の割合が 49.4%、「夜間の業務負担の軽減」の割合が 44.6% と昼夜それぞれについて約半数の事業所が、効果があるとしている。

イ 国内人材確保のための取組

（ア）多様な人材の確保・育成・定着

高齢者・女性を含む介護分野の未経験者等の参入促進、介護福祉士養成施設等に通う学生への修学資金の支援、介護職の魅力向上、キャリアパス構築に向けた支援、テクノロジーの活用やハラスメント対策といった職場環境の改善等、介護人材確保に向けた取組を総合的に進めている。

（イ）処遇改善

介護人材の処遇改善として、これまでの累次の処遇改善の取組に加え、令和６年度介護報酬改定において、現行の処遇改善関連加算の一本化を行い、介護現場で働く方々にとって、令和６年度に 2.5%、令和７年度に 2.0% のベースアップへと確実につながるよう加算率の引上げを実施している。加えて、処遇改善加算の更なる取得促進に向けた取得要件の弾力化を行うとともに、生産性向上・職場環境改善等を通じて、更なる賃上げに向けた支援を行っている。

（ウ）安全衛生対策

安全衛生対策として、介護労働者の転倒災害防止対策の周知、介護作業における腰痛防止のためのチェックリストや事例集の作成、ノーリフトケア等の身体の負担軽減のための介護技術の積極的な導入を進めている。

（エ）（ア）、（イ）及び（ウ）の成果

上記（ア）、（イ）及び（ウ）の取組を経て、令和６年度介護従事者処遇状況等調査によると、令和６年度の介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額は、

令和5年度と比較して4.3%（約1.4万円）増加した。また、令和6年度介護労働実態調査によると、介護職員（施設等）の高齢者・女性の割合がそれぞれ7.6%、71.9%となっており、令和3年度から令和6年度にかけて、それぞれ1.6%、3.5%増加しているほか、人材定着の観点から、介護分野における離職率は令和元年度には15.4%であったが、令和6年度には12.4%に減少した。また、労働災害動向調査による労働災害率（度数率）（老人福祉・介護事業）は令和5年は4.25となっている。

（3）受入れの必要性（人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。）

「第9期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について」（令和6年7月12日厚生労働省公表）に基づき、介護分野において、令和10年度に必要となる就業者数を推計すると、235万7,300人となる。

介護分野の有効求人倍率は、令和6年度においては4.08倍と、全国的に人材確保が困難な状況にある。また、地域によって高齢化の状況等は異なっているものの、都道府県別の有効求人倍率でも、全都道府県において2.00倍以上にあり、依然として高い水準にある。上記（2）に掲げた生産性向上のための取組及び国内人材確保のための取組を継続することにより、人手不足が9万8,600人程度緩和されることが見込まれるものの、なお16万700人程度の人手不足が見込まれる状況である。

このため、高齢化の進展等に伴って増大を続ける介護サービス需要に適切に対応していくためには、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を自ら一定程度実践できる外国人を受け入れることにより、利用者が安心して必要なサービスを受けられる体制の確保を図ることが必要不可欠である。その上で、介護分野における外国人材の受入れに当たっては、今後、海外向けの情報発信の強化等による海外現地での戦略的な人材の掘り起こしの強化や、国家資格取得に向けた日本語学習等の支援などの取組を進める。

（4）受入れ見込数（育成就労法第7条の2第2項第4号の当該個別育成就労産業分野における受入れ見込数を含む。）

ア 介護分野全体の受入れ見込数

介護分野全体における令和6年度から令和10年度までの5年間の受入れ見込数は、16万700人である。

当該受入れ見込数は、介護分野において、令和10年度には25万9,300人程度の人手不足が見込まれる中、介護ロボット、ICT等の活用などの取組による5年間で2%程度の生産性向上（令和10年度までに4万7,100人程度）や、処遇改善、高齢者及び女性の就業促進等による追加的な国内人材の確保（令和10年度までに5万1,500人程度）を行ってもなお不足すると見込まれるものであり、過大なものとはなっていない。

イ 1号特定技能外国人の受入れ見込数

介護分野における令和6年度から5年間の1号特定技能外国人の受入れ見込数は、~~1214~~万6,900人であり、これを令和10年度末までの5年間の受入れの上限として運用する。

ウ 育成就労外国人の受入れ見込数

介護分野における令和9年度から2年間の育成就労外国人の受入れ見込数は、~~3~~1万3,800人であり、これを令和10年度末までの2年間の受入れの上限として運用する。

3 在留資格認定証明書の交付又は育成就労認定の停止の措置及び再開の措置

(1) 介護分野をめぐる人手不足状況の把握方法

厚生労働大臣は、次の指標等により人手不足状況の変化を的確に把握する。

- ① 介護分野の1号特定技能外国人及び育成就労外国人の在留者数（定期的に法務省から厚生労働省に提供）
- ② 有効求人倍率
- ③ 介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数と実績値との対比等

(2) 入管法第7条の2第3項及び第4項（これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置及び交付の再開の措置に関する事項

- ① 厚生労働大臣は、上記（1）の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて分野別運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記2（4）イに掲げた受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。
- ② 一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該特定産業分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、厚生労働大臣は、法務大臣に対し、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を求める。

(3) 育成就労法第12条の2の規定による育成就労認定の停止の措置及び認定の再開の措置に関する事項

- ① 厚生労働大臣は、上記（1）の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて分野別運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記2（4）ウに掲げた受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣及び厚生労働大臣に対し、一時的に育成就労認定（育成就労外国人及び育成就労認定が育成就労法第16条第1項の規定により取り消されたことにより育成就労の対象でなくなった外国人に係るものを除く。）の停止の措置を求める。
- ② 一時的に育成就労認定の停止の措置を講じた場合において、当該育成就労産業分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、厚生労働大臣は、法務大臣及び厚生労働大臣に対し、育成就労認定の再開の措置を求める。

4 その他特定技能制度及び育成就労制度に係る制度の運用に共通する重要事項

(1) 特定技能外国人及び育成就労外国人のキャリア形成等に関する事項

厚生労働省は、関係業界等と協働して、育成就労及び特定技能1号に係る専門技能や日本語能力等の修得を内容とする介護分野における「育成・キャリア形成プログラム（以下「育成プログラム」という。）」を策定する。

介護分野における育成プログラムは、次の事項を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとすることを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

- ① 基礎的な技能を修得し、上長からの指示に従い現場で単独で業務を行うことができるよう介護育成就労評価試験の合格を目指す。
- ② 自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行し、又は、監督者として業務を統括しつつ、熟練した技能で業務を遂行するために必要な実務経験を得る。

(2) 治安への影響を踏まえて講じる措置

厚生労働省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得る事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度関係機関と適切に共有する。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を踏まえつつ、厚生労働省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、分野別運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

ア 治安上の問題に対する措置

厚生労働省は、介護分野における特定技能外国人又は育成就労外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送出国機関の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

イ 治安上の問題を把握するための取組及び把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等

厚生労働省は、上記アの治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するなど、必要な措置を講じる。また、上記アの治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

(3) 大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置

厚生労働省は、地域医療介護総合確保基金を通じて、「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」等、地域の実情に応じ都道府県が実施する介護人材確保の取組を支援する。

また、本制度の趣旨や優良事例を全国的に周知するとともに、地方における人手不足の状況について、地域別の有効求人倍率等による定期的な把握を行い、必要な措置を講じることによって、各地域の事業者が必要な特定技能外国人及び育成就労外国人を受け入れられるよう図っていく。

そのほか、厚生労働省は、制度を所管する行政機関や地方公共団体、事業者、業界団体等と適切に連携するなどして、特定技能外国人及び育成就労外国人が居住する地域における外国人との共生のための施策の推進を支援する。

(4) 公租公課に関する必要な措置

特定技能外国人、育成就労外国人、特定技能所属機関及び育成就労実施者は、納付すべき公租公課を適切に支払う責務があり、また、厚生労働省は、これらの者が納付すべき公租公課の未納を防ぐため、制度を所管する行政機関と連携の上、必要な措置を講じる。

第二 特定技能制度に関する事項

1 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

介護分野において特定技能 1 号の在留資格で受け入れる外国人は、次の（１）及び（２）に定める試験に合格した者とする。

（１）技能水準

介護特定技能評価試験（技能）相当以上の水準と認められるもの（介護育成就労評価試験（専門級）を含む。）

（２）日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」の A 2. 2 相当以上の水準と認められるもの及び「介護特定技能評価試験（日本語）」

2 その他特定技能制度の運用に関する重要事項

（１）業務区分及び特定技能外国人が従事する業務

介護分野において設定する業務区分は介護とし、当該業務区分において従事する業務は身体介護等（利用者の心身の状態に応じた入浴、食事、排せつの介助等。以下同じ。）業務とする。

なお、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：お知らせ等の掲示物の管理、物品の補充等）に付随的に従事することは差し支えない。

（２）特定技能外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

（３）特定産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等

特定技能所属機関に対して特に課す条件

- ① 介護等の業務を行うものであること。
- ② 事業所で受け入れることができる 1 号特定技能外国人は、事業所単位で、日本人等の常勤介護職員の総数を上限とすること。
- ③ 特定技能所属機関は、厚生労働省が設置する特定技能制度における介護分野に係る分野別協議会（以下単に「特定技能の協議会」という。）の構成員になること。
- ④ 特定技能所属機関は、特定技能の協議会において協議が調った措置を講じること。
- ⑤ 特定技能所属機関は、特定技能の協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- ⑥ 特定技能所属機関は、厚生労働省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- ⑦ 特定技能所属機関は、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程等を修了し、実務経験等

を有する 1 号特定技能外国人のみを訪問介護等の業務に従事させることとし、その場合にあっては、次に掲げる事項を遵守すること。

- i 1 号特定技能外国人に対し、訪問介護等の業務の基本事項等に関する研修を行うこと。
- ii 1 号特定技能外国人が訪問介護等の業務に従事する際、一定期間、責任者等が同行する等により必要な訓練を行うこと。
- iii 1 号特定技能外国人に対し、訪問介護等における業務の内容等について丁寧の説明を行い、その意向等を確認しつつ、キャリアアップ計画を作成すること。
- iv ハラスメント防止のために相談窓口の設置等の必要な措置を講ずること。
- v 1 号特定技能外国人が訪問介護等の業務に従事する現場において不測の事態が発生した場合等に適切な対応を行うことができるよう、情報通信技術の活用を含めた必要な環境整備を行うこと。

第三 育成就労制度に関する事項

1 育成就労産業分野において求められる人材の基準に関する事項

介護分野において育成就労の在留資格で受け入れる外国人は次の（１）に定める試験に合格した者とする。また、育成就労の開始後一定期間経過時までを満たしていることが求められる水準は、次の（２）及び（３）にそれぞれ定めるとおりとする。

（１）育成就労を開始するまでに求められる日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」の A 2. 2 相当以上の水準と認められるもの

（２）育成就労の開始後 1 年経過時までを満たしていることが求められる水準

ア 技能水準

介護育成就労評価試験（初級）

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」の A 2. 2 相当以上の水準と認められるもの及び日本語学習プランの作成（ただし、「日本語教育の参照枠」の B 1 相当以上の水準と認められるものに合格している場合は、作成不要）

（３）育成就労を終了するまでに求められる水準

ア 技能水準

介護育成就労評価試験（専門級）

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」の A 2. 2 相当以上の水準と認められるもの及び介護特定技能評価試験（日本語）

2 育成就労外国人の育成に関する事項

介護分野の介護の業務区分においては、主たる技能として、身体介護等を設定する。

その上で、育成就労計画に沿って、3 年間の育成就労期間を通じて当該主たる技能を修得するために必要な業務に一定時間計画的に従事させることにより、当該業務と関連する業務区分の範囲内の業務を経験させることとあいまって、介護分野に属

する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成する。

3 育成就労産業分野における本人の意向による育成就労実施者の変更（転籍）に関する事項

(1) 本人の意向による転籍に当たって必要となる技能水準及び日本語能力水準

介護分野において育成就労外国人が本人の意向による転籍を行うに当たって必要となる技能水準及び日本語能力水準は、次に定める試験にそれぞれ合格していることとする。

ア 技能水準

介護育成就労評価試験（初級）

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」のA 2. 2相当以上の水準と認められるもの

(2) 転籍制限期間及びその理由

転籍制限期間は2年とする。

介護は継続した利用者のいる対人支援サービスであり、同一事業所において、継続的な実践により利用者との信頼関係を醸成しながら、疾患や障害の理解、チームケアや他職種連携、利用者の自立支援や看取りなど、多様な状態像の変化に対応できる専門職としての知識や技術、倫理などを修得することが必要であり、それには一定程度の時間を要する。

加えて、多くの認知症利用者をはじめとした利用者にとっては、顔なじみの職員による継続的なケアは生活の質を維持する上で非常に重要であり、その家族としても、安心してケアを任せられるという点で、継続してケアを行うことは大きな意味がある。

さらに、人材確保の観点からも、大都市圏での需要が高い傾向が見られることから、転籍を制限しなければ、地方において就労を開始した育成就労外国人がより賃金の高い都市部へと過度に流出するおそれがあるため、激変緩和措置として、当分の間、転籍制限期間を2年とする必要がある。

(3) 1年を超える転籍制限期間を設定した転籍元の育成就労実施者において講じる待遇向上策

1年を超える転籍制限期間を設定する育成就労実施者は、介護職員等処遇改善加算の取得等の要件を満たすものとする。に加えて、育成就労外国人ごとに、育成就労キャリア支援プランを作成するものとする。

4 その他育成就労制度の運用に関する重要事項

(1) 業務区分及び育成就労外国人が従事する業務

介護分野において設定する業務区分及び従事する業務は、特定技能制度と同一とする（第二2（1）参照）。

(2) 育成就労外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

(3) 育成就労産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等

ア 育成就労実施者に対して特に課す条件

- ① 介護等の業務を行うものであること。

- ② 事業所で受け入れることができる育成就労外国人は、事業所単位で、日本人等の常勤介護職員の総数を上限とし、ケアの質の担保や適切な指導体制を確保できる人数にすること。
- ③ 育成就労実施者は、育成就労制度における介護分野に係る分野別協議会（以下単に「育成就労の協議会」という。）において協議が調った措置を講じること。
- ④ 育成就労実施者は、育成就労の協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- ⑤ 育成就労実施者は、厚生労働省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- ⑥ 育成就労実施者は、介護保険法施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程等を修了し、実務経験等を有する育成就労外国人のみを訪問介護等の業務に従事させることとし、その場合にあっては、次に掲げる事項を遵守すること。
 - i 育成就労外国人に対し、訪問介護等の業務の基本事項等に関する研修を行うこと。
 - ii 育成就労外国人が訪問介護等の業務に従事する際、一定期間、責任者等が同行する等により必要な訓練を行うこと。
 - iii 育成就労外国人に対し、訪問介護等における業務の内容等について丁寧に説明を行いその意向等を確認しつつ、キャリアアップ計画を作成すること。
 - iv ハラスメント防止のために相談窓口の設置等の必要な措置を講ずること。
 - v 育成就労外国人が訪問介護等の業務に従事する現場において不測の事態が発生した場合等に適切な対応を行うことができるよう、情報通信技術の活用を含めた必要な環境整備を行うこと。
- ⑦ 育成就労実施者は次のいずれかを満たす事業所とする。
 - i 事業所が開設後 3 年以上経過していること。
 - ii 当該事業所を経営する法人において、介護等の業務を行う他の事業所の開設後 3 年以上経過しているものであること。
 - iii 当該事業所を経営する法人について、次に掲げるいずれにも該当すること。
 - (i) 当該事業所の利用者及びその家族が安心してサービスを利用することができるよう、育成就労外国人に対する研修体制及びその実施が確保されていること。
 - (ii) 育成就労外国人並びに当該事業所の職員及び利用者等からの相談体制が確保されていること。
 - (iii) 育成就労外国人の受入れについて、受入れ開始前に当該事業所の職員並びに当該事業所を利用する者及びその家族等に対して、説明会等が行われていること。
 - (iv) 育成就労外国人の受入れに関して、当該事業所を経営する法人内における協議体制が確保されていること。

- ⑧ 育成就労実施者は、育成就労外国人に夜勤業務その他少人数の状況の下での業務又は緊急時の対応が求められる業務を行わせる場合にあっては、利用者の安全の確保等のために必要な措置を講ずることとしていること。
- ⑨ 育成就労指導員のうち1名以上が、介護福祉士の資格を有する者その他これと同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者であること。また、育成就労外国人5名につき、1名以上の育成就労指導員を選任していること。

イ 監理支援機関に対して特に課す条件

- ① 監理支援機関は、次のいずれかに該当する法人とする。
 - i 商工会議所（監理支援を行う監理型育成就労実施者が当該商工会議所の会員である場合に限る。）、商工会（監理支援を行う監理型育成就労実施者が当該商工会の会員である場合に限る。）、中小企業団体（監理支援を行う監理型育成就労実施者が当該中小企業団体の組合員又は会員である場合に限る。）、職業訓練法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉連携推進法人
 - ii 当該法人の目的に介護、医療又は社会福祉の発展に寄与することが含まれる全国的な団体（その支部を含む。）であって、介護又は医療に従事する事業者により構成されるもの
- ② 修得させようとする技能について、一定程度の経験又は知識を有する役員又は職員が、5年以上介護の業務に従事した経験を有する介護福祉士の資格を有する者その他これと同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者であること。

ウ 育成就労の内容に対して特に課す条件

- ① 入国後講習の日本語科目については、その授業時間数が240時間（育成就労外国人が試験その他の方法により「日本語教育の参照枠」のB 1相当以上の水準と証明されている場合は80時間）以上であることとし、当該科目の講義は、日本語教育に関する課程を修めて大学を卒業した者等により行われることとしていること。
- ② 入国後講習の介護技能の修得に資する知識に係る科目については、その授業時間数が42時間以上であることとし、当該科目の講義は、介護福祉士養成施設等の教員として介護の教育内容を教授した経験を有する者等により行われることとしていること。

工業製品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針
及び育成就労に係る制度の運用に関する方針

法 務 大 臣
厚生労働大臣
国家公安委員会
外 務 大 臣
経 済 産 業 大 臣

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。）第 2 条の 4 第 1 項及び外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「育成就労法」という。）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、入管法第 2 条の 3 第 1 項及び育成就労法第 7 条第 1 項の規定に基づき定められた「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）にのっとり、工業製品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針（以下「分野別運用方針」という。）を定める。

第一 特定技能制度及び育成就労制度に共通する事項

- 1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）及び特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である分野（育成就労産業分野）

工業製品製造業分野（以下「製造業分野」という。）

- 2 当該産業上の分野における人材の不足の状況（当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項

（１）特定技能外国人及び育成就労外国人受入れの趣旨・目的

ア 特定技能外国人

製造業分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

イ 育成就労外国人

特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である製造業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保する。

（２）生産性向上や国内人材確保のための取組

ア 生産性向上のための取組

各企業及び業界では、①生産プロセスの見える化等の工場のデジタル化、IoT・AI等の活用による生産プロセスの刷新等といった生産現場の改善徹底や、

②研修・セミナー等の人材育成等による生産性向上のための取組を実施している。

また、経済産業省としても、企業による設備投資やIT導入を支援する施策により、企業による生産性向上の取組を支援している。

こうした取組の結果、製造業の生産性は、直近5年間（平成30年から令和5年まで）で、約7%向上している。

イ 国内人材確保のための取組

次の（ア）、（イ）及び（ウ）の取組を実施している。

（ア）女性、高齢者、就職困難者等の就業促進

① 各企業及び業界は、女性や高齢者も働きやすい職場環境及び人事制度を整備

② 経済産業省は、中小企業の多様な人材活用を促す「中小企業・小規模事業者人材活用ガイドライン」（令和5年6月中小企業庁）を普及

（イ）処遇改善

① 各企業及び業界は、適正取引の推進等による適正な賃金水準を確保

② 経済産業省は、賃上げ促進税制や価格転嫁の推進、省力化投資等の生産性向上のための支援による賃上げ等を通じて、企業による国内人材確保の取組を促進

（ウ）安全衛生対策

① 各企業及び業界は、安全衛生講習の実施や安全装置の導入などの労働安全衛生対策等を実施

② 経済産業省は、労働安全衛生対策に係る業界との連携等を通じて、企業による国内人材確保の取組を促進

上記（ア）、（イ）及び（ウ）の取組の結果、次の（エ）、（オ）及び（カ）のとおり成果がみられる。

（エ）（ア）の成果

製造業分野の就業者に占める女性及び65歳以上の者の比率は、近年、約3割の水準を維持（推計値）

（オ）（イ）の成果

製造業分野の平均賃金は、令和元年には約508万円だったところ、令和6年には約535万円となっており、約5.3%上昇

（カ）（ウ）の成果

労働災害動向調査の結果による労働災害率（度数率）（製造業）は、令和元年から令和5年まで2.00未満で推移し、労働災害動向調査の対象産業全体と比べて低い水準

（3）受入れの必要性（人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。）

製造業分野に係る職種における有効求人倍率（令和6年度）は2.81倍であり、有効求人倍率からみても、全国的に人材確保が困難な状況にある。

製造業分野については、デジタル化の進展等により、今後も半導体、産業機械、素材産業等を中心に成長が見込まれる中、令和6年度の人手不足数は、製造業分野

の就業者数に欠員率を乗じて算出すると 12 万 7,000 人程度である。今後、年 1.3 %程度と予測される製造業の需要拡大とこれに伴う労働需要の拡大が続くと、令和 10 年度には 576 万 6,900 人程度の就業者が必要となるが、上記（２）に掲げた生産性向上のための取組及び国内人材確保のための取組を継続することにより人手不足が 36 万 4,500 人程度緩和されることが見込まれるものの、なお 31 万 9,200 人程度の人手不足が生じるものと推計される。

今後も製造業分野における労働需要は増加するものと見込まれ、かかる要因による人手不足が早急に改善できる見通しは立っていない。

製造業分野は、我が国の国民生活に不可欠な分野であり、同分野の基盤を維持し、持続的な発展を図るためには、製造業分野について一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることが必要不可欠である。

（４）受入れ見込数（育成就労法第 7 条の 2 第 2 項第 4 号の当該個別育成就労産業分野における受入れ見込数を含む。）

ア 製造業分野全体の受入れ見込数

製造業分野全体における令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間の受入れ見込数は、31 万 9,200 人である。

当該受入れ見込数は、製造業分野において、令和 10 年度には 68 万 3,700 人程度の人手不足が見込まれる中、工場のデジタル化等の労働効率化による生産性向上（令和 10 年度までに約 7 %程度の生産性向上により、33 万 900 人程度の省人化）や、職場環境及び人事制度の整備による追加的な国内人材の確保（令和 10 年度までに 3 万 3,600 人程度）を行ってもなお不足すると見込まれるものであり、過大なものとはなっていない。

イ 1 号特定技能外国人の受入れ見込数

製造業分野における令和 6 年度から 5 年間の 1 号特定技能外国人の受入れ見込数は、19 万 9,500 人であり、これを令和 10 年度末までの 5 年間の受入れの上限として運用する。

ウ 育成就労外国人の受入れ見込数

製造業分野における令和 9 年度から 2 年間の育成就労外国人の受入れ見込数は、11 万 9,700 人であり、これを令和 10 年度末までの 2 年間の受入れの上限として運用する。

3 在留資格認定証明書の交付又は育成就労認定の停止の措置及び再開の措置

（１）製造業分野をめぐると人手不足状況の把握方法

経済産業大臣は、次の指標等により人手不足状況の変化を的確に把握する。

- ① 製造業分野の 1 号特定技能外国人及び育成就労外国人の在留者数（定期的に法務省から経済産業省に提供）
- ② 雇用動向調査に基づく欠員率、職業安定業務統計に基づく有効求人倍率
- ③ 一般職業紹介状況に基づく有効求人数及び、有効求職者数並びに雇用動向調査に基づく未充足求人数
- ④ 必要に応じて業界団体を通じた所属企業等への調査
- ⑤ 入管法第 19 条の 18 第 1 項に規定する特定技能所属機関等からの状況把握等

(2) 入管法第7条の2第3項及び第4項(これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置及び交付の再開の措置に関する事項

- ① 経済産業大臣は、上記(1)の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて分野別運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記2(4)イに掲げた受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。
- ② 一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該特定産業分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、経済産業大臣は、法務大臣に対し、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を求める。

(3) 育成就労法第12条の2の規定による育成就労認定の停止の措置及び認定の再開の措置に関する事項

- ① 経済産業大臣は、上記(1)の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて分野別運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記2(4)ウに掲げた受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣及び厚生労働大臣に対し、一時的に育成就労認定(育成就労外国人及び育成就労認定が育成就労法第16条第1項の規定により取り消されたことにより育成就労の対象でなくなった外国人に係るものを除く。)の停止の措置を求める。
- ② 一時的に育成就労認定の停止の措置を講じた場合において、当該育成就労分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、経済産業大臣は、法務大臣及び厚生労働大臣に対し、育成就労認定の再開の措置を求める。

4 その他特定技能制度及び育成就労制度に係る制度の運用に共通する重要事項

(1) 特定技能外国人及び育成就労外国人のキャリア形成等に関する事項

経済産業省は、関係業界等と協働して、育成就労、特定技能1号及び特定技能2号に係る製造業分野における「育成・キャリア形成プログラム(以下「育成プログラム」という。)」を策定する。

製造業分野における育成プログラムは、次の事項を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとするを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

- ① 目指すレベル(求められる役割・作業)
- ② 必要な技能・知識・資格とそのための研修・講習

(2) 治安への影響を踏まえて講じる措置

経済産業省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得る事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度関係機関と適切に共有する。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を踏まえつつ、経済産業省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、分野別運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

ア 治安上の問題に対する措置

経済産業省は、製造業分野における特定技能外国人又は育成就労外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送出国の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

イ 治安上の問題を把握するための取組及び把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等

経済産業省は、上記アの治安上の問題を把握するため、下記第二 2（3）ア及び第三 4（3）アで設定する団体（以下「外国人受入事業実施法人」という。）等と連携する等、必要な措置を講じる。また、上記アの治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じるとともに、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、経済産業省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、分野別運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

（3）大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置

経済産業省は、特定技能制度における製造業分野に係る分野別協議会（以下単に「特定技能の協議会」という。）又は育成就労制度における製造業分野に係る分野別協議会（以下単に「育成就労の協議会」という。）や外国人受入事業実施法人等と連携し、本制度の趣旨や地方における優良事例等の情報を全国的に周知することで、地方の事業者が必要な特定技能外国人及び育成就労外国人を受け入れられるよう図っていく。また、上記 3（1）に掲げた指標等を踏まえ、地方における人手不足の状況を把握し、その他の必要な関連施策を講じる等の確に対応する。

そのほか、経済産業省は、制度を所管する行政機関や地方公共団体、事業者、業界団体等と適切に連携するなどして、特定技能外国人及び育成就労外国人が居住する地域における外国人との共生のための施策の推進を支援する。

（4）公租公課に関する必要な措置

特定技能外国人、育成就労外国人、特定技能所属機関及び育成就労実施者は、納付すべき公租公課を適切に支払う責務があり、また、経済産業省は、これらの者が納付すべき公租公課の未納を防ぐため、制度を所管する行政機関と連携の上、必要な措置を講じる。

第二 特定技能制度に関する事項

1 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

（1）1号特定技能外国人

製造業分野において特定技能 1 号の在留資格で受け入れる外国人は、次のア及びイに定める試験に合格した者とする。

ア 技能水準

次のいずれかの試験

- ① 別表 1 の a. 技能水準の欄に掲げるもの
- ② 別表 3 の d. 技能水準（育成就労終了まで）の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」の A 2. 2 相当以上の水準と認められるもの

（2）2号特定技能外国人

製造業分野において特定技能 2 号の在留資格で受け入れる外国人は、次のア（ア）及びイに定める試験に合格した者であり、かつ、ア（イ）に定める実務経験の要件も満たす者とする。

ア 技能水準

（ア）技能水準

別表 2 の a. 技能水準の欄に掲げるもの

（イ）実務経験

日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場において、自らの判断で業務を遂行できる能力を要する業務に従事した実務経験を要件とする。

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」の B 1 相当以上の水準と認められるもの

2 その他特定技能制度の運用に関する重要事項

（1）業務区分及び特定技能外国人が従事する業務

製造業分野において設定する業務区分及び当該業務区分において従事する業務は、それぞれ次のア及びイに定めるとおりとする。

なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：原材料・部品の調達・搬送作業、各業務の前後工程作業、クレーン・フォークリフト等運転作業、清掃・保守管理作業等）に付随的に従事することは差し支えない。

ア 1号特定技能外国人

上記 1（1）ア①の技能水準にあつては、当該技能水準に対応し、それぞれ別表 1 の b. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとし、上記 1（1）ア②の技能水準にあつては、当該技能水準に対応する別表 3 の a. 業務区分の欄に掲げる業務区分と同一の別表 1 の b. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとする。

イ 2号特定技能外国人

上記 1（2）ア（ア）の技能水準に対応し、それぞれ別表 2 の b. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとする。

（2）特定技能外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

（3）特定産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等

ア 製造事業者団体に対して特に課す条件

製造業分野は多数の専門職種に分かれており、製造事業者団体も多数に分か

れていること等から、特定技能外国人の受入に係る製造事業者団体は、製造業分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入を実現するため、共同して次の取組を実施する団体（以下「特定技能外国人受入事業実施法人」という。）を設けること。

- ① 製造業分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入の実現に向けた共同ルールの策定及び遵守状況の確認
- ② 海外の現地機関との調整、試験場所の確保、受験者の募集、試験の実施等

イ 特定技能所属機関等に対して特に課す条件

- ① 特定技能所属機関は、生産性向上及び国内における人材確保のための取組を行っていること。
- ② 特定技能所属機関は、特定技能外国人受入事業実施法人に所属すること。
- ③ 特定技能外国人が活動を行う事業所が、日本標準産業分類(令和5年総務省告示第256号)に掲げる産業のうち、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準(令和4年経済産業省告示第127号)において定める産業を行っていること。
- ④ 特定技能所属機関は、製造業分野における特定技能外国人を受け入れるための関係省庁等で構成された特定技能の協議会において協議が調った措置を講じること。
- ⑤ 特定技能所属機関は、経済産業省又はその委託を受けた者が行う指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対し、必要な協力を行うこと。
- ⑥ 特定技能所属機関は、特定技能外国人に対し、育成就労制度において従事した業務とは異なる業務に従事する等の場合には、必要に応じて訓練又は研修を実施すること。
- ⑦ 特定技能所属機関は、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付すること。

第三 育成就労制度に関する事項

1 育成就労産業分野において求められる人材の基準に関する事項

製造業分野において育成就労の在留資格で受け入れる外国人は次の（１）に定める試験に合格した者又は講習を受講した者とする。また、育成就労の開始後一定期間経過時まで満たしていることが求められる水準は、次の（２）及び（３）にそれぞれ定める試験に合格していることとする。

（１）育成就労の就労を開始するまでに求められる日本語能力水準

- ① 「日本語教育の参照枠」のA1相当以上の水準と認められるもの
- ② 認定日本語教育機関（日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号）第3条第1項の「認定

日本語教育機関」をいう。)等における当該水準に相当する日本語講習の受講
(2) 育成就労の開始後 1 年経過時まで満たしていることが求められる水準

ア 技能水準

別表 3 の c. 技能水準 (1 年経過時まで) の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

上記 1 (1) ①に掲げるもの

(3) 育成就労を終了するまでに求められる水準

ア 技能水準

別表 3 の d. 技能水準 (育成就労終了まで) の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」の A 2. 2 相当以上の水準と認められるもの

2 育成就労外国人の育成に関する事項

製造業分野において設定する主たる技能は、別表 3 の a. 業務区分の欄に掲げる業務区分に対応し、それぞれ同表の b. 主たる技能の欄に定めるとおりとする。

その上で、育成就労計画に沿って、3 年間の育成就労期間を通じて当該主たる技能を修得するために必要な業務に一定時間計画的に従事させることにより、当該業務と関連するそれぞれの業務区分の範囲内の業務を経験させることとあいまって、製造業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成する。

3 育成就労産業分野における本人の意向による育成就労実施者の変更(転籍)に関する事項

(1) 本人の意向による転籍に当たって必要となる技能水準及び日本語能力水準

製造業分野において育成就労外国人が本人の意向による転籍を行うに当たって必要となる技能水準及び日本語能力水準は、次に定める試験にそれぞれ合格していることとする。

ア 技能水準

別表 3 の c. 技能水準 (1 年経過時まで) の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」の A 2. 1 相当以上の水準と認められるもの

(2) 転籍制限期間及びその理由

転籍制限期間は 2 年とする。

製造業分野内の一部育成就労実施者においては、自己又は他の従業員の安全に配慮するため、取扱いに特段の留意が必要な製造用機械等があり、転籍により職場環境が変わることで安全への配慮不足等により重大事故につながることをないよう、一定の時間をかけて安全衛生教育等を実施していくことが必要である。また、製造業分野内の一部育成就労実施者においては、転籍を認めることにより人材の流動性が高まり、人材が確保できなくなるおそれがあることから、激変緩和措置として、当面の間、転籍制限期間を 2 年とする必要がある。

(3) 1 年を超える転籍制限期間を設定した転籍元の育成就労実施者において講じる待遇向上策

毎年、製造業分野における育成就労外国人を受け入れるための関係省庁等で構成された育成就労の協議会において、当該分野における全企業の賃上げ率（所定内給与の定期昇給分及びベースアップ分）を基準に、昇給率を設定・公表する。1年を超える転籍制限期間を設定する育成就労実施者においては、在籍する育成就労外国人の所定内給与を1年目から2年目にかけて、当該昇給率によって昇給することとする。

なお、転籍制限期間を1年と設定する育成就労実施者においては、上記の待遇向上策を講じる義務は生じない。

4 その他育成就労制度の運用に関する重要事項

（1）業務区分及び育成就労外国人が従事する業務

製造業分野において設定する業務区分及び従事する業務は、特定技能制度と同一とする（第二2（1）参照）。

（2）育成就労外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

（3）育成就労産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等

ア 製造事業者団体に対して特に課す条件

製造業分野は多数の専門職種に分かれており、製造事業者団体も多数に分かれていること等から、育成就労外国人の受入に係る製造事業者団体は、製造業分野における育成就労外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するため、共同して製造業分野における育成就労外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けた共同ルール策定及び遵守状況の確認を実施する団体（以下「育成就労外国人受入事業実施法人」という。）を設けること。

イ 育成就労実施者等に対して特に課す条件

- ① 育成就労実施者は、育成就労外国人受入事業実施法人に所属すること。
- ② 育成就労外国人が活動を行う事業所が、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準等（令和8年経済産業省告示第62号）経済産業大臣がにおいて定める産業を行っていること。
- ③ 育成就労実施者及び監理支援機関は、育成就労の協議会において協議が調った措置を講じること。
- ④ 育成就労実施者は、経済産業省又はその委託を受けた者が行う指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対し、必要な協力を行うこと。

別表 1 (第二 1 及び 2 関係)

項番	a. 技能水準	b. 業務区分 (従事する業務)
1	製造分野特定技能 1 号評価試験 (機械金属加工)	機械金属加工 (指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事する業務)
2	製造分野特定技能 1 号評価試験 (電気電子機器組立て)	電気電子機器組立て (指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、電気電子機器等の製造工程、組立工程の作業に従事する業務)
3	製造分野特定技能 1 号評価試験 (金属表面処理)	金属表面処理 (指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、表面処理等の作業に従事する業務)
4	製造分野特定技能 1 号評価試験 (紙器・段ボール箱製造)	紙器・段ボール箱製造 (指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、紙器・段ボール箱の製造工程の作業に従事する業務)
5	製造分野特定技能 1 号評価試験 (コンクリート製品製造)	コンクリート製品製造 (指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、コンクリート製品の製造工程の作業に従事する業務)
6	製造分野特定技能 1 号評価試験 (R P F 製造)	R P F 製造 (指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、破碎・成形等の作業に従事する業務)
7	製造分野特定技能 1 号評価試験 (陶磁器製品製造)	陶磁器製品製造 (指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、陶磁器製品の製造工程の作業に従事する業務)
8	製造分野特定技能 1 号評価試験 (印刷・製本)	印刷・製本 (指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、オフセット印刷、グラビア印刷、製本の製造工程の作業に従事する業務)
9	製造分野特定技能 1 号評価試験 (紡織製品製造)	紡織製品製造 (指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、紡織製品の製造工程の作業に従事する業務)
10	製造分野特定技能 1 号評価試験 (縫製)	縫製 (指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、縫製工程の作業に従事する業務)
11	製造分野特定技能 1 号評価試験 (電線・ケーブル製造)	電線・ケーブル製造 (指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、電線又はケーブルの製造工程の作業に従事する業務)
12	製造分野特定技能 1 号評価試験 (プレハブ住宅製品製造)	プレハブ住宅製品製造 (指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、プレハブ住宅製品の製造工程の作業に従事する業務)

13	製造分野特定技能 1 号評価試験（家具製造）	家具製造（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、家具製品の製造工程の作業に従事する業務）
14	製造分野特定技能 1 号評価試験（定形・不定形耐火物製造）	定形・不定形耐火物製造（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、耐火物製品の製造工程の作業に従事する業務）
15	製造分野特定技能 1 号評価試験（生コンクリート製造）	生コンクリート製造（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、生コンクリートの製造工程の作業に従事する業務）
16	製造分野特定技能 1 号評価試験（ゴム製品製造）	ゴム製品製造（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、ゴム製品の製造工程の作業に従事する業務）
17	製造分野特定技能 1 号評価試験（かばん製造）	かばん製造（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、かばんの製造工程の作業に従事する業務）
18	<u>製造分野特定技能 1 号評価試験（板ガラス加工）</u>	<u>板ガラス加工（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、板ガラス加工の作業に従事する業務）</u>
19	<u>製造分野特定技能 1 号評価試験（ガラス溶融成形）</u>	<u>ガラス溶融成形（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、ガラス溶融成形の作業に従事する業務）</u>

別表 2（第二 1 及び 2 関係）

項番	a. 技能水準	b. 業務区分（従事する業務）
1	製造分野特定技能 2 号評価試験（機械金属加工）及びビジネス・キャリア検定 3 級（生産管理プランニング又は生産管理オペレーション） 技能検定 1 級（鋳造） 技能検定 1 級（鍛造） 技能検定 1 級（ダイカスト） 技能検定 1 級（機械加工） 技能検定 1 級（金属プレス加工） 技能検定 1 級（鉄工） 技能検定 1 級（工場板金） 技能検定 1 級（仕上げ） 技能検定 1 級（機械検査） 技能検定 1 級（機械保全） <u>技能検定 1 級（電子機器組立て）</u>	機械金属加工（複数の技能者を指導しながら、素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事し、工程を管理する業務）

	技能検定 1 級（電気機器組立て） 技能検定 1 級（プラスチック成形） <u>技能検定 1 級（強化プラスチック成形）</u> 技能検定 1 級（塗装） 技能検定 1 級（工業包装） 技能検定 1 級（金属熱処理）	
2	製造分野特定技能 2 号評価試験（電気電子機器組立て）及びビジネス・キャリア検定 3 級（生産管理プランニング又は生産管理オペレーション） 技能検定 1 級（機械加工） 技能検定 1 級（仕上げ） 技能検定 1 級（機械検査） 技能検定 1 級（機械保全） 技能検定 1 級（電子機器組立て） 技能検定 1 級（電気機器組立て） 技能検定 1 級（プリント配線板製造） 技能検定 1 級（プラスチック成形） <u>技能検定 1 級（強化プラスチック成形）</u> 技能検定 1 級（工業包装）	電気電子機器組立て（複数の技能者を指導しながら、電気電子機器等の製造工程、組立工程の作業に従事し、工程を管理する業務）
3	製造分野特定技能 2 号評価試験（金属表面処理）及びビジネス・キャリア検定 3 級（生産管理プランニング又は生産管理オペレーション） 技能検定 1 級（めっき） 技能検定 1 級（アルミニウム陽極酸化処理）	金属表面処理（複数の技能者を指導しながら、表面処理等の作業に従事し、工程を管理する業務）

別表 3（第二 1、2、第三 1、2 及び 3 関係）

項番	a. 業務区分	b. 主たる技能	c. 技能水準（1 年経過時まで）	d. 技能水準（育成就労終了まで）
1	機械金属加工	鋳鉄鋳物鋳造、 非鉄金属鋳物鋳造、 ハンマ型鍛造、 プレス型鍛造、	技能検定試験（基礎級）	技能検定試験（3 級）

	ホットチャンバダイカスト、 コールドチャンバダイカスト、 普通旋盤、 フライス盤、 数値制御旋盤、 マシニングセンタ、 金属プレス、 構造物鉄工、 機械板金、 治工具仕上げ、 金型仕上げ、 機械組立仕上げ、 機械検査、 機械系保全、 電子機器組立て、 回転電機組立て、 変圧器組立て、 配電盤・制御盤組立て、 開閉制御器具組立て、 回転電機巻線製作、 圧縮成形、 射出成形、 インフレーション成形、 ブロー成形、 <u>真空成形、</u> 手積み積層成形、 建築塗装、 金属塗装、 鋼橋塗装、 噴霧塗装、 工業包装		
	アルミニウム圧延	アルミニウム圧延	アルミニウム圧延

	・押出製品製造（引拔加工）、 アルミニウム圧延 ・押出製品製造（仕上げ）	・押出製品製造育成就労評価試験（初級）	・押出製品製造育成就労評価試験（専門級）
	全体熱処理、 表面熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化）、 部分熱処理（高周波熱処理・炎熱処理）	金属熱処理育成就労評価試験（初級）	金属熱処理育成就労評価試験（専門級）
	手溶接、 半自動溶接	溶接育成就労評価試験（初級）	溶接育成就労評価試験（専門級）
	ビーズ法発泡スチロール成形	ビーズ法発泡スチロール成形育成就労評価試験（初級）	ビーズ法発泡スチロール成形育成就労評価試験（専門級）
	プラスチック成形材料製造	プラスチック成形材料製造育成就労評価試験（初級）	プラスチック成形材料製造育成就労評価試験（専門級）
	<u>フィルム加工（ドライラミネート）</u>	<u>フィルム加工（ドライラミネート）育成就労評価試験（初級）</u>	<u>フィルム加工（ドライラミネート）育成就労評価試験（専門級）</u>
	<u>フィルム加工（押出ラミネート）</u>	<u>フィルム加工（押出ラミネート）育成就労評価試験（初級）</u>	<u>フィルム加工（押出ラミネート）育成就労評価試験（専門級）</u>
	<u>フィルム加工（スリット）</u>	<u>フィルム加工（スリット）育成就労評価試験（初級）</u>	<u>フィルム加工（スリット）育成就労評価試験（専門級）</u>
	<u>フィルム加工（製袋）</u>	<u>フィルム加工（製袋）育成就労評価試験（初級）</u>	<u>フィルム加工（製袋）育成就労評価試験（専門級）</u>
	<u>フィルム加工（フラットヤーン）</u>	<u>フィルム加工（フラットヤーン）育成就労評価試験（初級）</u>	<u>フィルム加工（フラットヤーン）育成就労評価試験（専門級）</u>
	<u>航空機部品組立て</u>	<u>航空機部品組立て</u>	<u>航空機部品組立て</u>

			<u>育成就労評価試験 (初級)</u>	<u>育成就労評価試験 (専門級)</u>
2	電気電子機器組立て	普通旋盤、 フライス盤、 数値制御旋盤、 マシニングセンタ、 治工具仕上げ、 金型仕上げ、 機械組立仕上げ、 機械検査、 機械系保全、 電子機器組立て、 回転電機組立て、 変圧器組立て、 配電盤・制御盤組立て、 開閉制御器具組立て、 回転電機巻線製作、 プリント配線板設計、 プリント配線板製造、 圧縮成形、 射出成形、 インフレーション成形、 ブロー成形、 <u>真空成形</u> 、 手積み積層成形、 工業包装	技能検定試験（基礎級）	技能検定試験（3級）
		ビーズ法発泡スチロール成形	ビーズ法発泡スチロール成形育成就労評価試験（初級）	ビーズ法発泡スチロール成形育成就労評価試験（専門級）

		プラスチック成形材料製造	プラスチック成形材料製造育成就労評価試験（初級）	プラスチック成形材料製造育成就労評価試験（専門級）
		<u>フィルム加工（ドライラミネート）</u>	<u>フィルム加工（ドライラミネート）育成就労評価試験（初級）</u>	<u>フィルム加工（ドライラミネート）育成就労評価試験（専門級）</u>
		<u>フィルム加工（押出ラミネート）</u>	<u>フィルム加工（押出ラミネート）育成就労評価試験（初級）</u>	<u>フィルム加工（押出ラミネート）育成就労評価試験（専門級）</u>
		<u>フィルム加工（スリット）</u>	<u>フィルム加工（スリット）育成就労評価試験（初級）</u>	<u>フィルム加工（スリット）育成就労評価試験（専門級）</u>
		<u>フィルム加工（製袋）</u>	<u>フィルム加工（製袋）育成就労評価試験（初級）</u>	<u>フィルム加工（製袋）育成就労評価試験（専門級）</u>
		<u>フィルム加工（フラットヤーン）</u>	<u>フィルム加工（フラットヤーン）育成就労評価試験（初級）</u>	<u>フィルム加工（フラットヤーン）育成就労評価試験（専門級）</u>
3	金属表面処理	電気めっき、溶融亜鉛めっき、陽極酸化処理	技能検定試験（基礎級）	技能検定試験（3級）
		<u>バフ研磨</u>	<u>バフ研磨育成就労評価試験（初級）</u>	<u>バフ研磨育成就労評価試験（専門級）</u>
4	紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き、印刷箱製箱、貼箱製造、段ボール箱製造	技能検定試験（基礎級）	技能検定試験（3級）
5	コンクリート製品製造	コンクリート製品製造	コンクリート製品製造育成就労評価試験（初級）	コンクリート製品製造育成就労評価試験（専門級）
6	R P F 製造	R P F 製造	R P F 製造育成就労評価試験（初級）	製造分野特定技能1号評価試験（R P F 製造）
7	陶磁器製品製造	機械ろくろ成形、圧力鋳込み成形、パッド印刷、	陶磁器工業製品製造育成就労評価試験（初級）	陶磁器工業製品製造育成就労評価試験（専門級）

		排泥鑄込み成形、 <u>タイル製造、</u> <u>衛生陶器成形</u>		
8	印刷・製本	オフセット印刷、 製本	技能検定試験（基礎級）	技能検定試験（3級）
		グラビア印刷	グラビア印刷育成就労評価試験（初級）	グラビア印刷育成就労評価試験（専門級）
9	紡織製品製造	糸浸染、 織物・ニット浸染、 靴下製造、 丸編みニット製造	技能検定試験（基礎級）	技能検定試験（3級）
		紡績運転（前紡工程）、紡績運転（精紡工程）、紡績運転（巻糸工程）、紡績運転（合ねん糸工程）	紡績運転育成就労評価試験（初級）	紡績運転育成就労評価試験（専門級）
		織布運転（準備工程）、織布運転（製織工程）、織布運転（仕上工程）	織布運転育成就労評価試験（初級）	織布運転育成就労評価試験（専門級）
		たて編ニット生地製造	たて編ニット生地製造育成就労評価試験（初級）	たて編ニット生地製造育成就労評価試験（専門級）
		織じゅうたん製造、 タフテッドカーペット製造、 ニードルパンチカーペット製造	カーペット製造育成就労評価試験（初級）	カーペット製造育成就労評価試験（専門級）
		製網	製網育成就労評価試験（初級）	製網育成就労評価試験（専門級）
		染色（捺染）	染色（捺染）育成就労評価試験（初級）	染色（捺染）育成就労評価試験（専門級）
10	縫製	婦人子供既製服縫製、 紳士既製服製造、	技能検定試験（基礎級）	技能検定試験（3級）

		寝具製作、 帆布製品製造、 ワイシャツ製造		
		下着類製造	下着類製造育成就 労評価試験（初級）	下着類製造育成就 労評価試験（専門 級）
		自動車シート縫製	自動車シート縫製 育成就労評価試験 （初級）	自動車シート縫製 育成就労評価試験 （専門級）
		タオル製造	タオル製造育成就 労評価試験（初級）	タオル製造育成就 労評価試験（専門 級）
		カーテン縫製	カーテン縫製育成 就労評価試験（初 級）	カーテン縫製育成 就労評価試験（専 門級）
		<u>手袋製造</u>	<u>手袋製造育成就労 評価試験（初級）</u>	<u>手袋製造育成就労 評価試験（専門 級）</u>
11	電線・ケーブル 製造	電線・ケーブル製 造	電線・ケーブル製 造育成就労評価試 験（初級）	電線・ケーブル製 造育成就労評価試 験（専門級）
12	プレハブ住宅製 品製造	大工工事、 タイル張り、 普通旋盤、 金属プレス、 構造物鉄工、 機械板金、 建築塗装、 金属塗装、 噴霧塗装	技能検定試験（基 礎級）	技能検定試験（3 級）
		手溶接、 半自動溶接	溶接育成就労評価 試験（初級）	溶接育成就労評価 試験（専門級）
		コンクリート製品 製造	コンクリート製品 製造育成就労評価 試験（初級）	コンクリート製品 製造育成就労評価 試験（専門級）
13	家具製造	金属プレス、 機械板金、 家具手加工、 圧縮成形、	技能検定試験（基 礎級）	技能検定試験（3 級）

		射出成形、 インフレーション 成形、 ブロー成形、 金属塗装、 噴霧塗装、 工業包装		
		手溶接、 半自動溶接	溶接育成就労評価 試験（初級）	溶接育成就労評価 試験（専門級）
		家具組立て	家具組立て育成就 労評価試験（初級）	家具組立て育成就 労評価試験（専門 級）
		マットレス製造	マットレス製造育 成就労評価試験 （初級）	マットレス製造育 成就労評価試験 （専門級）
		家具シート縫製	家具シート縫製育 成就労評価試験（初 級）	家具シート縫製育 成就労評価試験 （専門級）
14	定形・不定形耐 火物製造	定形耐火物製造	定形耐火物製造育 成就労評価試験 （初級）	定形耐火物製造育 成就労評価試験 （専門級）
		不定形耐火物製造	不定形耐火物製造 育成就労評価試験 （初級）	不定形耐火物製造 育成就労評価試験 （専門級）
15	生コンクリート 製造	生コンクリート製 造	生コンクリート製 造育成就労評価試 験（初級）	製造分野特定技能 1号評価試験（生 コンクリート製 造）
16	ゴム製品製造	成形加工、 押出し加工、 混練り圧延加工、 複合積層加工	ゴム製品製造育成 成就労評価試験（初 級）	ゴム製品製造育成 成就労評価試験（専 門級）
17	かばん製造	かばん製造	かばん製造育成就 労評価試験（初級）	かばん製造育成就 労評価試験（専門 級）
<u>18</u>	<u>板ガラス加工</u>	<u>板ガラス加工</u>	<u>板ガラス加工育成 成就労評価試験（初 級）</u>	<u>板ガラス加工育成 成就労評価試験（専 門級）</u>
<u>19</u>	<u>ガラス溶融成形</u>	<u>ガラス容器製造</u>	<u>ガラス容器製造育</u>	<u>ガラス容器製造育</u>

			<u>成就労評価試験 (初級)</u>	<u>成就労評価試験 (専門級)</u>
		<u>ガラス容器品質管 理</u>	<u>ガラス容器品質管 理育成就労評価試 験 (初級)</u>	<u>ガラス容器品質管 理育成就労評価試 験 (専門級)</u>

建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針
及び育成就労に係る制度の運用に関する方針

法 務 大 臣
厚生労働大臣
国家公安委員会
外 務 大 臣
国土交通大臣

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。）第 2 条の 4 第 1 項及び外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「育成就労法」という。）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、入管法第 2 条の 3 第 1 項及び育成就労法第 7 条第 1 項の規定に基づき定められた「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）にのっとり、建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針（以下「分野別運用方針」という。）を定める。

第一 特定技能制度及び育成就労制度に共通する事項

- 1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）及び特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である分野（育成就労産業分野）

建設分野

- 2 当該産業上の分野における人材の不足の状況（当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項

（１）特定技能外国人及び育成就労外国人受入れの趣旨・目的

ア 特定技能外国人

建設分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

イ 育成就労外国人

特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である建設分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保する。

（２）生産性向上や国内人材確保のための取組

ア 生産性向上のための取組

生産性向上のための具体的な施策として、令和 7 年度までに建設現場の生産性を 2 割向上させるという目標等を踏まえながら、建設生産・管理システムのあ

らゆる段階における I C T等の活用や、建設キャリアアップシステム等を活用した工事書類の簡素化といった現場管理の効率化、これら優良事例の横展開等の取組を進めている。

イ 国内人材確保のための取組

(ア) 処遇改善

国内人材確保のための具体的な施策として、処遇改善の観点から、次の取組を実施している。

- ① 公共工事設計労務単価の引上げ
- ② 賃上げに向けた官民一体となった機運醸成
- ③ 「労務費に関する基準」及びその実効性確保策に基づく、現場の建設技能者への適正な賃金の支払い
- ④ 建設キャリアアップシステムの活用拡大
- ⑤ 適正な工期設定・施工時期の平準化等による長時間労働の是正といった働き方改革の推進

(イ) 若者や女性等に対する情報発信・入職促進

国内人材確保のための具体的な施策として、若者や女性等に対する情報発信・入職促進の観点から、次の取組を実施している。

- ① 若年者入職促進タスクフォースなどの活動を通じて、建設業の魅力を積極的に発信し、建設業への入職者を増やす取組
- ② 「建設産業における女性活躍・定着促進に向けた実行計画」の着実な推進

(ウ) 安全衛生対策

国内人材確保のための具体的な施策として、安全衛生対策の観点から、「安全衛生対策項目の確認表」や安全衛生経費を内訳明示した「標準見積書」の作成・普及、業界への周知等による建設工事における安全衛生経費の適切な支払いのための取組を実施している。

(エ) (ア) の成果

上記(ア)の取組により、令和6年における建設業の生産労働者の平均賃金(年間)は443万円と近年着実に上昇しており、令和6年度の年間実労働時間は1,987時間と、前年度に比べ約31時間減少している。

(オ) (イ) の成果

上記(イ)の取組により、令和5年における建設業の女性の就業者数は約88万人と、平成25年に比べ約17万人増加している。

(カ) (ウ) の成果

上記(ウ)の取組により、令和6年における建設業の死傷年千人率は4.2と、前年に比べ0.2減少している。

(3) 受入れの必要性(人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。)

建設投資は、民間投資を中心に年2%程度の増加が続いており、また、今後も老朽化するインフラのメンテナンスや防災・減災、国土強靱化、都市の国際競争力の強化等を確実に推進していく必要があることから、引き続き建設産業需要が見込まれる。さらに、令和6年4月から建設業にも時間外労働の上限規制が適用されて

いる。このような産業需要の見通し等を踏まえ、令和 10 年度に必要となる建設技能者数を推計すると約 312 万人となる。

この点、現在の建設技能者の需給状況等の指標である建設労働需給調査（国土交通省）によると、令和 7 年 10 月の過不足率は 0.8%となっており、全国的・全職種的には総じて落ち着いた水準となっている。一方で、令和 10 年度の建設技能者数は約 276 万人まで減少する見込みであり、同年度には 36 万人程度の建設技能者が不足することになる。こうした深刻化する人手不足に対応するため、上記（２）に掲げた生産性向上のための取組及び国内人材確保のための取組を継続することにより人手不足が 16 万人程度緩和されることが見込まれるものの、なお 20 万人程度の人手不足が見込まれる。

かかる状況の下、引き続き建設産業需要に対応し、建設分野を存続・発展させていくためには、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることにより、建設技能者を確保することが必要不可欠である。

（４）受入れ見込数（育成就労法第 7 条の 2 第 2 項第 4 号の当該個別育成就労産業分野における受入れ見込数を含む。）

ア 建設分野全体の受入れ見込数

建設分野全体における令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間の受入れ見込数は、19 万 9,500 人である。

当該受入れ見込数は、建設分野において、令和 10 年度には 36 万人程度の人手不足が見込まれる中、ＩＣＴ等の活用等による生産性向上（令和 10 年度までに 14 万 9,000 人程度）や、処遇改善等の取組による追加的な国内人材の確保（令和 10 年度までに 1 万 1,500 人程度）を行ってもなお不足すると見込まれるものであり、過大なものとはなっていない。

イ 1 号特定技能外国人の受入れ見込数

建設分野における令和 6 年度から 5 年間の 1 号特定技能外国人の受入れ見込数は、7 万 6,000 人であり、これを令和 10 年度末までの 5 年間の受入れの上限として運用する。

ウ 育成就労外国人の受入れ見込数

建設分野における令和 9 年度から 2 年間の育成就労外国人の受入れ見込数は、12 万 3,500 人であり、これを令和 10 年度末までの 2 年間の受入れの上限として運用する。

3 在留資格認定証明書の交付又は育成就労認定の停止の措置及び再開の措置

（１）建設分野をめぐる人手不足状況の把握方法

国土交通大臣は、次の指標等により人手不足状況の変化を的確に把握する。

- ① 建設分野の 1 号特定技能外国人及び育成就労外国人の在留者数（定期的に法務省から国土交通省に提供）
- ② 有効求人倍率（厚生労働省「一般職業紹介状況」）
- ③ 労働力調査（総務省）
- ④ 建設労働需給調査（国土交通省）
- ⑤ 建設投資見通し（国土交通省）

⑥ その他人手不足状況の変化の把握が可能な指標

(2) 入管法第7条の2第3項及び第4項（これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置及び交付の再開の措置に関する事項

① 国土交通大臣は、上記（1）の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて分野別運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記2（4）イに掲げた受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。

② 一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該特定産業分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、国土交通大臣は、法務大臣に対し、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を求める。

(3) 育成就労法第12条の2の規定による育成就労認定の停止の措置及び認定の再開の措置に関する事項

① 国土交通大臣は、上記（1）の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて分野別運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記2（4）ウに掲げた受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣及び厚生労働大臣に対し、一時的に育成就労認定（育成就労外国人及び育成就労認定が育成就労法第16条第1項の規定により取り消されたことにより育成就労の対象でなくなった外国人に係るものを除く。）の停止の措置を求める。

② 一時的に在留資格認定証明書の交付育成就労認定の停止の措置を講じた場合において、当該育成就労産業分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、国土交通大臣は、法務大臣及び厚生労働大臣に対し、育成就労認定の再開の措置を求める。

4 その他特定技能制度及び育成就労制度に係る制度の運用に共通する重要事項

(1) 特定技能外国人及び育成就労外国人のキャリア形成等に関する事項

国土交通省は、関係業界等と協働して、育成就労、特定技能1号及び特定技能2号に係る育成を内容とする建設分野における「育成・キャリア形成プログラム（以下「育成プログラム」という。）」を策定する。

建設分野における育成プログラムは、特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとするを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

(2) 治安への影響を踏まえて講じる措置

国土交通省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得る事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度関係機関と適切に共有する。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を踏まえつつ、国土交通省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、分野別運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

ア 治安上の問題に対する措置

国土交通省は、建設分野における特定技能外国人又は育成就労外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送出国機関の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

イ 治安上の問題を把握するための取組及び把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等

国土交通省は、上記アの治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するなど、必要な措置を講じる。また、上記アの治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

(3) 大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置

地方公共団体における一元的な相談窓口の設置、ハローワークによる地域の就職支援等を着実に進める等の業種横断的な措置・方策に加え、国土交通省は、地方における人手不足の状況について、地域別の有効求人倍率や建設労働需給調査等により定期的な把握を行うとともに、本制度の趣旨や優良事例を全国的に周知し、必要な措置を講じること等により、各地域の事業者が必要な特定技能外国人及び育成就労外国人を受け入れられるよう図っていく。

そのほか、国土交通省は、制度を所管する行政機関や地方公共団体、事業者、業界団体等と適切に連携するなどして、特定技能外国人及び育成就労外国人が居住する地域における外国人との共生のための施策の推進を支援する。

豪雪地域等において建設分野の事業者が担う特性等を踏まえ、地域のインフラ維持を始めとした社会経済活動の維持、住民生活の安定、従事する外国人の年間を通じた安定的な就労の確保等の観点から、積雪時に当該地域等で特定技能外国人及び育成就労外国人が従事可能な関連業務の範囲について、柔軟に対応する（後記第二 2（1））。

(4) 公租公課に関する必要な措置

特定技能外国人、育成就労外国人、特定技能所属機関及び育成就労実施者は、納付すべき公租公課を適切に支払う責務があり、また、国土交通省は、これらの者が納付すべき公租公課の未納を防ぐため、制度を所管する行政機関と連携の上、必要な措置を講じる。

第二 特定技能制度に関する事項

1 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

(1) 1号特定技能外国人

建設分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、次のア及びイに定める試験に合格した者とする。

ア 技能水準

次のいずれかの試験

- ① 別表 1 の a. 技能水準の欄に掲げるもの
- ② 別表 3 の d. 技能水準（育成就労終了まで）の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」の A 2. 2 相当以上の水準と認められるもの

(2) 2号特定技能外国人

建設分野において特定技能 2 号の在留資格で受け入れる外国人は、次のア（ア）及びイに定める試験に合格した者であり、かつ、ア（イ）に定める実務経験の要件も満たす者とする。

ア 技能水準

(ア) 技能水準

別表 2 の a. 技能水準の欄に掲げるもの

(イ) 実務経験

建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者（班長）としての実務経験を要件とする。

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」の B 1 相当以上の水準と認められるもの

2 その他特定技能制度の運用に関する重要事項

(1) 業務区分及び特定技能外国人が従事する業務

建設分野において設定する業務区分及び当該業務区分において従事する業務は、それぞれ次のア及びイに定めるとおりとする。

なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：作業準備、運搬、片付けのような試験等によって専門性を確認されない業務や豪雪地域等における除雪作業）に付随的に従事することは差し支えない。

その際、関連業務として豪雪地域等における除雪作業に従事する場合においては、地域のインフラ維持を始めとした社会経済活動の維持等の一環として土木業務区分及び建築業務区分の特定技能外国人が重機等を用いた除雪作業に従事すべき必要があること、当該特定技能外国人の雇用の安定や安全衛生の確保を図ること、関係法令を遵守することに加え、もっぱら関連業務に従事するものではないことを確保するため除雪作業に従事できる期間を一定期間に限ること等とする。

ア 1号特定技能外国人

上記 1（1）ア①の技能水準にあつては、当該技能水準に対応し、それぞれ別表 1 の b. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとし、上記 1（1）ア②の技能水準にあつては、当該技能水準に対応する別表 3 の a. 業務区分の欄に掲げる業務区分と同一の別表 1 の b. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとする。

イ 2号特定技能外国人

上記 1 (2) ア (ア) の技能水準に対応し、それぞれ別表 2 の b. 業務区分 (従事する業務) の欄に定めるとおりとする。

(2) 特定技能外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

(3) 特定産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等

ア 建設業者団体及び元請企業に対して特に課す条件

- ① 建設業は多数の専門職種に分かれており、建設業者団体も多数に分かれていること等から、特定技能外国人の受入に係る建設業者団体は、建設分野における外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するため、共同して次の取組を実施する団体を設けること。
 - i 建設分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けた共同ルールの策定及び遵守状況の確認
 - ii 海外の現地機関との調整、試験場所の確保、受験者の募集、試験の実施等
 - iii 試験合格者に対する必要に応じた訓練・各種研修の実施等
 - iv 試験合格者の就職先の斡旋・転職支援等
- ② 建設現場では、元請企業が現場管理の責任を負うことから、特定技能所属機関が下請企業である場合、元請企業は、特定技能所属機関が受け入れている特定技能外国人の在留資格及び従事の状況 (従事させる業務の内容、従事させる期間) について確認すること。

イ 特定技能所属機関に対して特に課す条件

建設業では、従事することとなる工事によって建設技能者の就労場所が変わるため現場ごとの就労管理が必要となることや、季節や工事受注状況による仕事の繁閑で報酬が変動するという実態もあり、特に外国人に対しては適正な就労環境確保への配慮が必要であることから、次のとおりとする。

- ① 特定技能所属機関は、建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 3 条の許可を受けていること。
- ② 建設特定技能受入計画の申請日前 5 年以内又はその申請の日以後に建設業法に基づく監督処分 (同法第 29 条第 1 項第 5 号による処分を除く。) を受けていないこと。
- ③ 特定技能所属機関は、1 号特定技能外国人に対し、同等の技能を有する日本人が従事する場合と同等以上の報酬を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行う契約を締結していること。
- ④ 特定技能所属機関は、1 号特定技能外国人に対し、雇用契約を締結するまでの間に、当該契約に係る重要事項について、当該外国人が十分に理解することができる言語で説明すること。
- ⑤ 特定技能所属機関は、当該機関及び受け入れる特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること。
- ⑥ 特定技能所属機関は、外国人の受入れに関する上記ア①の団体 (当該団体を構成する建設業者団体を含む。) に所属すること。

- ⑦ 特定技能 1 号の在留資格で受け入れる外国人の数が、特定技能所属機関の常勤の職員（外国人技能実習生、育成就労外国人及び 1 号特定技能外国人を除く。）の総数を超えないこと。ただし、第三の 4（3）ア⑥に定める優良な育成就労実施者たる特定技能所属機関はこの限りでない。
- ⑧ 特定技能所属機関は、国土交通省の定めるところに従い、1 号特定技能外国人に対する報酬予定額、安全及び技能の修得計画等を明記した「建設特定技能受入計画」の認定を受けること。
- ⑨ 特定技能所属機関は、1 号特定技能外国人に対し、当該外国人を受け入れた後において、国土交通大臣が指定する講習又は研修を受講させること。
- ⑩ 特定技能所属機関は、国土交通省又は国土交通省が委託する機関により、⑧において認定を受けた計画を適正に履行していることの確認を受けること。
- ⑪ ⑩のほか、特定技能所属機関は、国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- ⑫ 特定技能所属機関は、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。
- ⑬ そのほか、建設分野での特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れに必要な対応を行うこと。

第三 育成就労制度に関する事項

1 育成就労産業分野において求められる人材の基準に関する事項

建設分野において育成就労の在留資格で受け入れる外国人は次の（1）に定める試験に合格した者又は講習を受講した者とする。また、育成就労の開始後一定期間経過時まで満たしていることが求められる水準は、次の（2）及び（3）にそれぞれ定める試験に合格していることとする。

（1）育成就労の就労を開始するまでに求められる日本語能力水準

- ① 「日本語教育の参照枠」の A 1 相当以上の水準と認められるもの
- ② 認定日本語教育機関（日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和 5 年法律第 41 号）第 3 条第 1 項の「認定日本語教育機関」をいう。）等における当該水準に相当する日本語講習の受講

（2）育成就労の開始後 1 年経過時まで満たしていることが求められる水準

ア 技能水準

別表 3 の c. 技能水準（1 年経過時まで）の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

上記 1（1）①に掲げるもの

（3）育成就労を終了するまでに求められる水準

ア 技能水準

別表 3 の d. 技能水準（育成就労終了まで）の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」の A 2. 2 相当以上の水準と認められるもの

2 育成就労外国人の育成に関する事項

建設分野において設定する主たる技能は、別表3のa. 業務区分の欄に掲げる業務区分に対応し、それぞれ同表のb. 主たる技能の欄に定めるとおりとする。

その上で、育成就労計画に沿って、3年間の育成就労期間を通じて当該主たる技能を修得するために必要な業務に一定時間計画的に従事させることにより、当該業務と関連するそれぞれの業務区分の範囲内の業務を経験させることとあいまって、建設分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成する。

3 育成就労産業分野における本人の意向による育成就労実施者の変更（転籍）に関する事項

(1) 本人の意向による転籍に当たって必要となる技能水準及び日本語能力水準

建設分野において育成就労外国人が本人の意向による転籍を行うに当たって必要となる技能水準及び日本語能力水準は、次に定める試験にそれぞれ合格していることとする。

ア 技能水準

別表3のc. 技能水準（1年経過時まで）の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」のA2. 1相当以上の水準と認められるもの

(2) 転籍制限期間及びその理由

転籍制限期間は2年とする。

建設業においては、必要な技能の修得に相応の時間を有する、工事の施工期間が1年を超えることもある、都市部と比べて地方部の離職者率が高く、地方部における定着を促す必要がある等の事情から、同一の受入企業の環境下で継続して就業する必要性が高い。

加えて、建設分野においては、他の産業と比して外国人の労働災害の発生率が高く、労働安全衛生教育に一定の時間をかける必要がある。

このため、当面は2年の転籍制限期間とする必要がある。

(3) 1年を超える転籍制限期間を設定した転籍元の育成就労実施者において講じる待遇向上策

毎年、育成就労制度における建設分野に係る分野別協議会（以下単に「育成就労の協議会」という。）において、建設業の前年の平均賃金の上昇率を基準に、昇給率を設定・公表する。1年を超える転籍制限期間を設定する育成就労実施者においては、在籍する育成就労外国人の所定内賃金を1年目から2年目にかけて、当該昇給率以上の昇給をすることとする。

4 その他育成就労制度の運用に関する重要事項

(1) 業務区分及び育成就労外国人が従事する業務

建設分野において設定する業務区分及び従事する業務は、特定技能制度と同一とする（第二2（1）参照）。

(2) 育成就労外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

(3) 育成就労産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等

ア 育成就労実施者に対して特に課す条件

建設業では、従事することとなる工事によって建設技能者の就労場所が変わるため現場ごとの就労管理が必要となることや、季節や工事受注状況による仕事の繁閑で報酬が変動するという実態もあり、特に外国人に対しては適正な就労環境確保への配慮が必要であることから、次のとおりとする。

- ① 育成就労実施者は、建設業法第3条の許可を受けていること。
- ② 育成就労計画の申請日前5年以内又はその申請の日以後に建設業法に基づく監督処分（同法第29条第1項第5号による処分を除く。）を受けていないこと。
- ③ 育成就労実施者は、育成就労外国人に対し、同等の業務に従事する日本人と同等以上の報酬を安定的に支払い、就労期間に応じた昇給その他の待遇の向上を行うこと。
- ④ 育成就労実施者は、当該実施者及び受け入れる育成就労外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること。
- ⑤ 育成就労実施者は、国土交通省が組織する育成就労の協議会に加入すること。ただし、外国人の受入れに関する第二2（3）ア①の団体（当該団体を構成する建設業者団体を含む。）に所属している育成就労実施者は育成就労の協議会に加入しているものとみなす。
- ⑥ 育成就労の在留資格で受け入れる外国人の数が、育成就労実施者の常勤の職員（外国人技能実習生、育成就労外国人及び1号特定技能外国人を除く。）の総数を超えないこと。ただし、主務省令の基準を満たす者（優良な育成就労実施者）はこの限りではない。
- ⑦ 育成就労実施者は、国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- ⑧ そのほか、建設分野での育成就労外国人の適正かつ円滑な受入れに必要な対応を行うこと。

イ 育成就労の内容に対して特に課す条件

育成就労実施者又は監理支援機関が行う入国後講習において、育成就労外国人に労働安全衛生に関する講習を受講させること。

別表 1 (第二 1 及び 2 関係)

項番	a. 技能水準	b. 業務区分 (従事する業務)
1	建設分野特定技能 1 号評価試験 (土木) 技能検定 3 級 (型枠施工) 技能検定 3 級 (鉄筋施工) 技能検定 3 級 (とび) 技能検定 3 級 (造園) 技能検定 3 級 (塗装)	土木 (指導者の指示・監督を受けながら、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業等に従事する業務)
2	建設分野特定技能 1 号評価試験 (建築) 技能検定 3 級 (型枠施工) 技能検定 3 級 (左官) 技能検定 3 級 (かわらぶき) 技能検定 3 級 (鉄筋施工) 技能検定 3 級 (内装仕上げ施工) 技能検定 3 級 (とび) 技能検定 3 級 (建築大工) 技能検定 3 級 (建築板金) 技能検定 3 級 (塗装) 技能検定 3 級 (ブロック建築) 技能検定 3 級 (広告美術仕上げ) 技能検定 3 級 (シャッター施工)	建築 (指導者の指示・監督を受けながら、建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕若しくは模様替に係る作業等に従事する業務)
3	建設分野特定技能 1 号評価試験 (ライフライン・設備) 技能検定 3 級 (配管) 技能検定 3 級 (建築板金) 技能検定 3 級 (冷凍空気調和機器施工)	ライフライン・設備 (指導者の指示・監督を受けながら、電気通信、ガス、水道、電気その他のライフライン・設備の整備・設置、変更又は修理に係る作業等に従事する業務)

別表 2 (第二 1 及び 2 関係)

項番	a. 技能水準	b. 業務区分 (従事する業務)
1	建設分野特定技能 2 号評価試験 (土木) 技能検定 1 級 (型枠施工) 技能検定 1 級 (コンクリート圧送施工) 技能検定 1 級 (鉄筋施工) 技能検定 1 級 (とび) 技能検定 1 級 (ウェルポイント施工) 技能検定 1 級 (鉄工 (構造物鉄工作業))	土木 (複数の建設技能者を指導しながら、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業等に従事し、工程を管理する業務)

	技能検定 1 級（塗装） 技能検定 1 級（さく井） 技能検定 1 級（造園） 技能検定単一等級（路面標示施工）	
2	建設分野特定技能 2 号評価試験（建築） 技能検定 1 級（型枠施工） 技能検定 1 級（左官） 技能検定 1 級（コンクリート圧送施工） 技能検定 1 級（かわらぶき） 技能検定 1 級（鉄筋施工） 技能検定 1 級（内装仕上げ施工） 技能検定 1 級（表装） 技能検定 1 級（とび） 技能検定 1 級（建築大工） 技能検定単一等級（枠組壁建築） 技能検定単一等級（エーエルシーパネル 施工） 技能検定単一等級（バルコニー施工） 技能検定 1 級（建築板金） 技能検定 1 級（熱絶縁施工（吹付け硬質 ウレタンフォーム断熱工事作業）） 技能検定 1 級（石材施工） 技能検定 1 級（タイル張り） 技能検定 1 級（築炉） 技能検定 1 級（鉄工（構造物鉄工作業）） 技能検定 1 級（塗装） 技能検定 1 級（防水施工） 技能検定 1 級（建具製作） 技能検定 1 級（カーテンウォール施工） 技能検定 1 級（自動ドア施工） 技能検定 1 級（サッシ施工） 技能検定 1 級（ガラス施工） 技能検定 1 級（ブロック建築） 技能検定 1 級（樹脂接着剤注入施工） 技能検定 1 級（広告美術仕上げ） 技能検定 1 級（厨房設備施工） 技能検定 1 級（シャッター施工）	建築（複数の建設技能者を指導しながら、建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕若しくは模様替に係る作業等に従事し、工程を管理する業務）
3	建設分野特定技能 2 号評価試験（ライフライン・設備） 技能検定 1 級（配管）	ライフライン・設備（複数の建設技能者を指導しながら、電気通信、ガス、水道、電気その他のラ

(案)

技能検定 1 級（建築板金） 技能検定 1 級（熱絶縁施工（保温保冷工事作業）） 技能検定 1 級（冷凍空気調和機器施工）	イフライン・設備の整備・設置、 変更又は修理の作業等に従事し、 工程を管理する業務）
---	--

別表 3（第二 1、2、第三 1、2 及び 3 関係）

項番	a. 業務区分	b. 主たる技能	c. 技能水準（1 年経過時まで）	d. 技能水準（育成就労終了まで）
1	土木	パーカッション式さく井工事	技能検定基礎級（さく井（パーカッション式さく井工事作業））	技能検定 3 級（さく井（パーカッション式さく井工事作業））
		ロータリー式さく井工事	技能検定基礎級（さく井（ロータリー式さく井工事作業））	技能検定 3 級（さく井（ロータリー式さく井工事作業））
		型枠工事	技能検定基礎級（型枠施工（型枠工事作業））	技能検定 3 級（型枠施工（型枠工事作業））
		鉄筋組立て	技能検定基礎級（鉄筋施工（鉄筋組立て作業））	技能検定 3 級（鉄筋施工（鉄筋組立て作業））
		とび	技能検定基礎級（とび（とび作業））	技能検定 3 級（とび（とび作業））
		コンクリート圧送工事	技能検定基礎級（コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業））	技能検定 3 級（コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業））
		ウェルポイント工事	技能検定基礎級（ウェルポイント施工（ウェルポイント工事作業））	技能検定 3 級（ウェルポイント施工（ウェルポイント工事作業））
		構造物鉄工	技能検定基礎級（鉄工（構造物鉄工作業））	技能検定 3 級（鉄工（構造物鉄工作業））
		建築塗装	技能検定基礎級（塗装（建築塗装作業））	技能検定 3 級（塗装（建築塗装作業））
		鋼橋塗装	技能検定基礎級（塗装（鋼橋塗装作業））	技能検定 3 級（塗装（鋼橋塗装作業））
		建設機械施工（押土・整地）	建設機械施工育成就労評価試験（押土・整地）初級	建設機械施工育成就労評価試験（押土・整地）専門級

(案)

		建設機械施工 (積込み)	建設機械施工育成就 労評価試験 (積込み) 初級	建設機械施工育成就 労評価試験 (積込み) 専門級
		建設機械施工 (掘削)	建設機械施工育成就 労評価試験 (掘削) 初 級	建設機械施工育成就 労評価試験 (掘削) 専 門級
		建設機械施工 (締固め)	建設機械施工育成就 労評価試験 (締固め) 初級	建設機械施工育成就 労評価試験 (締固め) 専門級
		手溶接	溶接育成就労評価試 験 (手溶接) 初級	溶接育成就労評価試 験 (手溶接) 専門級
		半自動溶接	溶接育成就労評価試 験 (半自動溶接) 初級	溶接育成就労評価試 験 (半自動溶接) 専門 級
		管路更生	管路更生育成就労評 価試験初級	管路更生育成就労評 価試験専門級
		鉄筋継手 (圧接)	鉄筋継手育成就労評 価試験 (圧接) 初級	鉄筋継手育成就労評 価試験 (圧接) 専門級
2	建築	内外装板金	技能検定基礎級 (建築 板金 (内外装板金作 業))	技能検定 3 級 (建築 板金 (内外装板金作 業))
		ダクト板金	技能検定基礎級 (建築 板金 (ダクト板金作 業))	技能検定 3 級 (建築 板金 (ダクト板金作 業))
		木製建具手加工	技能検定基礎級 (建具 製作 (木製建具手加 工作業))	技能検定 3 級 (建具 製作 (木製建具手加 工作業))
		大工工事	技能検定基礎級 (建築 大工 (大工工事作業))	技能検定 3 級 (建築 大工 (大工工事作 業))
		型枠工事	技能検定基礎級 (型枠 施工 (型枠工事作業))	技能検定 3 級 (型枠 施工 (型枠工事作 業))
		鉄筋組立て	技能検定基礎級 (鉄 筋施工 (鉄筋組立て 作業))	技能検定 3 級 (鉄筋 施工 (鉄筋組立て作 業))
		とび	技能検定基礎級 (とび (とび作業))	技能検定 3 級 (とび (とび作業))

石材加工	技能検定基礎級（石材施工（石材加工作業））	技能検定３級（石材施工（石材加工作業））
石張り	技能検定基礎級（石材施工（石張り作業））	技能検定３級（石材施工（石張り作業））
タイル張り	技能検定基礎級（タイル張り（タイル張り作業））	技能検定３級（タイル張り（タイル張り作業））
かわらぶき	技能検定基礎級（かわらぶき（かわらぶき作業））	技能検定３級（かわらぶき（かわらぶき作業））
左官	技能検定基礎級（左官（左官作業））	技能検定３級（左官（左官作業））
プラスチック系床仕上げ工事	技能検定基礎級（内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業））	技能検定３級（内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業））
カーペット系床仕上げ工事	技能検定基礎級（内装仕上げ施工（カーペット系床仕上げ工事作業））	技能検定３級（内装仕上げ施工（カーペット系床仕上げ工事作業））
鋼製下地工事	技能検定基礎級（内装仕上げ施工（鋼製下地工事））	技能検定３級（内装仕上げ施工（鋼製下地工事））
ボード仕上げ工事	技能検定基礎級（内装仕上げ施工（ボード仕上げ工事））	技能検定３級（内装仕上げ施工（ボード仕上げ工事））
カーテン工事	技能検定基礎級（内装仕上げ施工（カーテン工事））	技能検定３級（内装仕上げ施工（カーテン工事））
壁装	技能検定基礎級（表装（壁装作業））	技能検定３級（表装（壁装作業））
ビル用サッシ施工	技能検定基礎級（サッシ施工（ビル用サッシ施工作業））	技能検定３級（サッシ施工（ビル用サッシ施工作業））
シーリング防水工事	技能検定基礎級（防水施工（シーリング防水工事作業））	技能検定３級（防水施工（シーリング防水工事作業））

(案)

		コンクリート圧送工事	技能検定基礎級（コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業））	技能検定3級（コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業））
		築炉	技能検定基礎級（築炉（築炉作業））	技能検定3級（築炉（築炉作業））
		構造物鉄工	技能検定基礎級（鉄工（構造物鉄工作業））	技能検定3級（鉄工（構造物鉄工作業））
		建築塗装	技能検定基礎級（塗装（建築塗装作業））	技能検定3級（塗装（建築塗装作業））
		鋼橋塗装	技能検定基礎級（塗装（鋼橋塗装作業））	技能検定3級（塗装（鋼橋塗装作業））
		手溶接	溶接育成就労評価試験（手溶接）初級	溶接育成就労評価試験（手溶接）専門級
		半自動溶接	溶接育成就労評価試験（半自動溶接）初級	溶接育成就労評価試験（半自動溶接）専門級
		鉄筋継手（圧接）	鉄筋継手育成就労評価試験（圧接）初級	鉄筋継手育成就労評価試験（圧接）専門級
		<u>エクステリア施工</u>	<u>エクステリア施工育成就労評価試験（初級）</u>	<u>エクステリア施工育成就労評価試験（専門級）</u>
		<u>ブロック建築</u>	<u>技能検定基礎級（ブロック建築）</u>	<u>技能検定3級（ブロック建築）</u>
3	ライフライン・設備	内外装板金	技能検定基礎級（建築板金（内外装板金作業））	技能検定3級（建築板金（内外装板金作業））
		ダクト板金	技能検定基礎級（建築板金（ダクト板金作業））	技能検定3級（建築板金（ダクト板金作業））
		冷凍空気調和機器施工	技能検定基礎級（冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業））	技能検定3級（冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業））
		建築配管	技能検定基礎級（配管（建築配管作業））	技能検定3級（配管（建築配管作業））
		プラント配管	技能検定基礎級（配管（プラント配管作業））	技能検定3級（配管（プラント配管作業））

(案)

	保温保冷工事	技能検定基礎級（熱絶縁施工（保温保冷工事作業））	技能検定 3 級（熱絶縁施工（保温保冷工事作業））
	手溶接	溶接育成就労評価試験（手溶接）初級	溶接育成就労評価試験（手溶接）専門級
	半自動溶接	溶接育成就労評価試験（半自動溶接）初級	溶接育成就労評価試験（半自動溶接）専門級
	電気設備施工	電気設備施工育成就労評価試験初級	電気設備施工育成就労評価試験専門級

航空分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針
及び育成就労に係る制度の運用に関する方針

法 務 大 臣
 厚生労働大臣
 国家公安委員会
 外 務 大 臣
 国土交通大臣

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。）第 2 条の 4 第 1 項及び外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「育成就労法」という。）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、入管法第 2 条の 3 第 1 項及び外国人の育成就労法の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき定められた「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）にのっとり、航空分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針（以下「分野別運用方針」という。）を定める。

第一 特定技能制度及び育成就労制度に共通する事項

- 1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）及び特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である分野（育成就労産業分野）

航空分野

- 2 当該産業上の分野における人材の不足の状況（当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項

（1）特定技能外国人及び育成就労外国人受入れの趣旨・目的

ア 特定技能外国人

航空分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

イ 育成就労外国人

特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である航空分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保する。

（2）生産性向上や国内人材確保のための取組等

航空分野では、令和 5 年 2 月に空港業務（空港グランドハンドリング等）の持続的な発展に向けた、学識経験者や関係業界による「持続的な発展に向けた空港業務

のあり方検討会」を設置した。

同年6月には、同検討会において、人材確保等に資する「処遇改善」や「生産性向上」などを盛り込んだ「空港業務の持続的発展に向けたビジョン」の中間とりまとめを公表し、生産性向上や人材確保に取り組んでいる。

ア 生産性向上のための取組

生産性向上のための具体的な施策として、①業務のマルチタスク化、②空港におけるGSE車両等資機材の共有化、③先進技術の導入による作業の効率化、④航空会社ごとの作業資格を相互に承認する仕組みの運用、⑤従来機よりも定期点検間隔等が延長された新型航空機の導入、⑥整備記録の電子化、⑦空港制限区域内の自動運転レベル4による搬送作業の効率化等による生産性向上のための取組を実施している。

国土交通省としても、学識経験者や関係業界による「空港グランドハンドリング作業の生産性向上に関する技術検討会」の設置や、生産性向上に向けた取組に対する支援を行うとともに、令和7年6月に整備士制度を大幅に見直し、資格の業務範囲拡大や型式別資格の共通化を行うことにより、企業による生産性向上の取組を支援している。

こうした取組の結果、令和4年から令和6年にかけて日本での航空旅客数は約1.5倍増加する一方で、就業者数は約1.2倍の増加でもって対応している。

イ 国内人材確保のための取組

国内人材確保のための具体的な施策として、新規雇用の促進、若年離職者の抑制及び裾野拡大に向けて、次の（ア）、（イ）及び（ウ）に取り組んでいる。

（ア）女性・高齢者・就職困難者等の就業促進

① 業界における男女間賃金格差の解消など、男女ともに安心して長く働き続けられる環境を整備する観点に基づく業界団体による女性活躍推進アクションプランを令和7年7月に公表

② 令和5年12月より航空従事者指定養成施設等の整備士養成課程の学生に対する奨学金制度の創設等に取り組んでいる。

また、国土交通省としても、退職自衛官の活用の観点から、駐屯地での説明会やインターンシップを実施する等の採用に向けた取組を推進するため、国土交通省・防衛省・業界団体において申合せを令和7年6月に締結するとともに、「航空広報戦略推進協議体」を設置し、裾野拡大に向けて継続的な広報活動、育休等に配慮した国家資格制度の見直しを通じて、女性の入職、高齢者の更なる活躍等を促進している。

（イ）処遇改善

① 賃金水準の改善や諸手当の拡充、公休日数の引上げ、育児休業制度の拡充等の労働条件の改善に関する取組

② 国による支援事業を活用しつつ、空港内の休憩スペースの確保等職場環境の改善等に取り組んでいる。

また、国土交通省としても、処遇改善等に資する取組として適正取引等の推進のためのガイドラインを令和7年12月に策定している。

(ウ) 安全衛生対策

安全衛生対策として、国土交通省において、空港の制限区域内で発生した事故等に関する情報を収集し、分析結果及び安全情報を空港関係者に共有する等、再発防止に向けた取組を推進している。

こうした取組の結果、次の(エ)、(オ)及び(カ)のとおり成果がみられる。

(エ) (ア) の成果

上記(ア)の取組により、政府・業界等による取組を経て、航空分野における有効求人倍率は、令和6年1月から3月には4.68倍であったが、令和7年1月から3月には4.31倍へと減少している。

(オ) (イ) の成果

上記(イ)の取組により、政府・業界等による取組を経て、空港グランドハンドリングにおける令和6年の給与水準は、前年と比較し約15%上昇している。

また、航空機整備における令和6年度の初任給は前年度と比較し、約5%上昇している。

(カ) (ウ) の成果

上記(ウ)の取組により、政府・業界等による取組を経て、労災発生率は近年概ね横ばいで推移している。

(3) 受入れの必要性(人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。)

近年の訪日外国人旅行者の増加に伴い、我が国の航空需要は拡大を続けている。さらに、今後「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)における訪日外国人旅行者数の政府目標(2030年に6,000万人)の達成に向けた国際線旅客の更なる増加等に対応していくためには、これを支える航空分野の人材確保が極めて重要であり、令和10年度には5万1,500人の就業者が必要であると見込まれる。

現在、航空分野においては、生産性向上や国内人材確保の取組を進めており、就業者数は新型コロナウイルス感染症拡大前の水準に回復している一方、一定数の退職者が生じており、また、整備士の高齢化等による大量退職への対応も喫緊の課題となっている。令和6年度における航空分野の主な職種の有効求人倍率は3.95倍(陸上荷役・運搬作業員、旅客・貨物係事務員、他に分類されない輸送の職業は3.99倍、輸送用機械器具整備・修理工(自動車を除く。)は3.62倍)となっており、また、令和6年(6月末現在)の雇用動向調査では「運輸業、郵便業」の欠員率は3.1%となっているほか、今後も更に航空需要が拡大し、令和10年度には、1万5,300人程度の人手不足が生じると見込まれるが、上記(2)に掲げた生産性向上のための取組及び国内人材確保のための取組を継続することにより人手不足が1万400人程度緩和されることが推測されるものの、なお4,900人程度の人手不足が見込まれる状況である。

また、航空分野における業務は日本全国の空港で行われているところ、地方部の空港においても航空需要が拡大し、地方部の人手不足も深刻化していくことが見込まれる。

航空輸送は我が国の経済社会活動や国民生活を支える基盤であり、航空分野の現場で即戦力となる人材は、安全で安定的な輸送の確保のための重要な役割を担っている。訪日外国人旅行者の増加等による航空需要の増加に的確に対応していくことが求められる中、航空分野の基盤を維持し、今後も発展させていくためには、空港内での作業の制約を理解し、航空機用の特殊な機材や工具を用いて作業を行うという一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることが必要不可欠である。

(4) 受入れ見込数（育成就労法第7条の2第2項第4号の当該個別育成就労産業分野における受入れ見込数を含む。）

ア 航空分野全体の受入れ見込数

航空分野における令和6年度から令和10年度までの5年間の受入れ見込数は、4,900人である。

当該受入れ見込数は、航空分野において、令和10年度には1万5,300人程度の人手不足が見込まれる中、先進技術の導入による作業の効率化等による毎年1%程度の生産性向上（令和10年度までに2,400人程度）や、労働条件の改善等による追加的な国内人材の確保（令和10年度までに8,000人程度）を行ってもなお不足すると見込まれるものであり、過大なものとはなっていない。

イ 1号特定技能外国人の受入れ見込数

航空分野における令和6年度から5年間の1号特定技能外国人の受入れ見込数は、4,600人であり、これを令和10年度末までの5年間の受入れの上限として運用する。

ウ 育成就労外国人の受入れ見込数

航空分野における令和9年度から2年間の育成就労外国人の受入れ見込数は、300人であり、これを令和10年度末までの2年間の受入れの上限として運用する。

3 在留資格認定証明書の交付の停止の又は育成就労認定の停止の措置及び再開の措置

(1) 航空分野をめぐると人手不足状況の変化の把握方法

国土交通大臣は、次の指標等により人手不足状況の変化を的確に把握する。

- ① 航空分野の1号特定技能外国人及び育成就労外国人の在留者数（定期的に法務省から国土交通省に提供）
- ② 雇用動向調査に基づく欠員率、職業安定業務統計に基づく有効求人倍率
- ③ 関係業界への調査
- ④ 国土交通省が設置する特定技能制度における航空分野に係る分野別協議会（以下単に「特定技能の協議会」という。）又は育成就労制度における航空分野に係る分野別協議会（以下単に「育成就労の協議会」という。）によおける特定技能所属機関、育成就労実施者等からの状況把握等

(2) 入管法第7条の2第3項及び第4項（これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置及び交付の再開の措置に関する事項

- ① 国土交通大臣は、上記（1）の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化

に応じて分野別運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記 2 (4) イに掲げた受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。

- ② 一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該特定産業分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、国土交通大臣は、法務大臣に対し、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を求める。

(3) 育成就労法第 12 条の 2 の規定による育成就労認定の停止の措置及び認定の再開の措置に関する事項

- ① 国土交通大臣は、上記 (1) の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて分野別運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記 2 (4) ウに掲げた受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣及び厚生労働大臣に対し、一時的に育成就労認定（育成就労外国人及び育成就労認定が育成就労法第 16 条第 1 項の規定により取り消されたことにより育成就労の対象でなくなった外国人に係るものを除く。）の停止の措置を求める。

- ② 一時的に育成就労認定の停止の措置を講じた場合において、当該育成就労産業分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、国土交通大臣は、法務大臣及び厚生労働大臣に対し、育成就労認定の再開の措置を求める。

4 その他特定技能制度及び育成就労制度に係る制度の運用に共通する重要な事項

(1) 特定技能外国人及び育成就労外国人のキャリア形成等に関する事項

国土交通省は、関係業界等と協働して、育成就労、特定技能 1 号及び特定技能 2 号に係る講習受講・資格取得等を内容とする航空分野における「育成・キャリア形成プログラム（以下「育成プログラム」という。）」を策定する。

航空分野における育成プログラムは、次の事項を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとすることを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

- ① 講習受講・資格取得
- ② 日本語能力
- ③ マネジメント経験
- ④ その他（フォローアップや意欲向上策等）

(2) 治安への影響を踏まえて講じる措置

国土交通省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得る事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度関係機関と適切に共有する。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を

踏まえつつ、国土交通省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、分野別運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

ア 治安上の問題に対する措置

国土交通省は、航空分野における特定技能外国人又は育成就労外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送出国機関の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

イ 治安上の問題を把握するための取組及び把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等

国土交通省は、上記アの治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するなど、必要な措置を講じる。また、上記アの治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

(3) 大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置

地方公共団体における一元的な相談窓口の設置、ハローワークによる地域の就職支援等を着実に進める等の業種横断的な措置・方策に加え、国土交通省は、地方における人手不足の状況について、地域別の有効求人倍率等による定期的な把握を行うとともに、特定技能・育成就労の協議会等と連携し、本制度の趣旨や優良事例の情報を全国的に周知することを含め、必要な措置を講じることによって、地方部の中小事業者も含めた各特定技能所属機関及び育成就労実施者に採用活動や生活支援の充実を促し、各地域の事業者が必要な特定技能外国人及び育成就労外国人を受け入れられるよう図っていく。

そのほか、国土交通省は、制度を所管する行政機関や地方公共団体、事業者、業界団体等と適切に連携するなどして、特定技能外国人及び育成就労外国人が居住する地域における外国人との共生のための施策の推進を支援する。

(4) 公租公課に関する必要な措置

特定技能外国人、育成就労外国人、及び特定技能所属機関及び育成就労実施者は、納付すべき公租公課を適切に支払う責務があり、また、国土交通省は、これらの者が納付すべき公租公課の未納を防ぐため、制度を所管する行政機関と連携の上、必要な措置を講じる。

第二 特定技能制度に~~おいて求められる人材等~~に関する事項

1 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

(1) 1号特定技能外国人

航空分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、次のア及びイに定める試験に合格した者とする。

ア 技能水準

次のいずれかの試験

① 別表1のa. 技能水準の欄に掲げるもの

② 別表3のd. 技能水準（育成就労終了まで）の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」のA 2. 2相当以上の水準と認められるもの

(2) 2号特定技能外国人

航空分野において特定技能2号の在留資格で受け入れる外国人は、次のア（ア）及びイに定める試験に合格又は資格を取得した者であり、かつ、ア（イ）に定める実務経験の要件も満たす者とする。

ア 技能水準

(ア) 技能水準

別表2のa. 技能水準の欄に掲げるもの

(イ) 実務経験

- ① 空港グランドハンドリング業務においては、現場において技能者を指導しながら作業に従事した実務経験を要件とする。
- ② 航空機整備業務においては、現場において専門的な知識・技量を要する作業を実施した実務経験を要件とする。

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」のB 1相当以上の水準と認められるもの

2 その他特定技能制度の運用に関する重要事項

(1) 業務区分及び特定技能外国人が従事する業務

航空分野において設定する業務区分及び当該業務区分において従事する業務は、それぞれ次のア及びイに定めるとおりとする。

なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：事務作業、作業場所の整理整頓や清掃、積雪時における作業場所の除雪等）に付随的に従事することは差し支えない。

ア 1号特定技能外国人

上記1（1）ア①の技能水準にあつては、当該技能水準に対応し、それぞれ別表1のb. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとし、上記1（1）ア②の技能水準にあつては、当該技能水準に対応する別表3のa. 業務区分の欄に掲げる業務区分と同一の別表1のb. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとする。

イ 2号特定技能外国人

上記1（2）ア（ア）の技能水準に対応し、それぞれ別表2のb. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとする。

(2) 特定技能外国人の雇用形態

ア 雇用形態

航空分野の事業者を特定技能所属機関とする直接雇用形態（同時に航空分野の2事業者を特定技能所属機関とする在籍型出向形態を含む。）とする。

イ 在籍型出向の形態により受け入れる必要性

航空分野においては、従前から相互に密接に関連する企業間において技能を要する業務（航空分野において受け入れる特定技能外国人に必要とされる技能を要する業務を含む。）を委託等するに当たり、在籍型出向形態により当該技能

に係る教育・研修を行っている実態があり、特定技能制度においても特定産業分野に属する技能の一層の向上を目的として、安定的な業務委託等の関係のある機関間において、一定期間在籍型出向形態により航空分野の同一の業務区分に属する業務に従事させるために特定技能外国人を受け入れることが必要不可欠である。

ウ 在籍型出向を活用して受け入れる場合における懸念を払拭するために講じる措置

航空分野において特定技能外国人の在籍型出向形態を認めるに当たり、特定技能外国人の雇用の安定や1号特定技能外国人への支援を確実に担保するため、国土交通省において、在籍型出向を行う出向元・出向先の特定技能所属機関を把握し、当該機関同士が適切に在籍型出向を行うことができることを確認した上で、出向期間中における所定内賃金等の待遇が出向元におけるものに比べ維持又は向上されることや在籍型出向に係る期間（1号特定技能外国人については1年につき通算4月を超えない期間とする。）における1号特定技能外国人支援を行う主体等を事前に確認する。

(3) 特定産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等

特定技能所属機関に対して特に課す条件

- ① 空港管理者により空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）に基づく当該空港における営業の承認等を受けた事業者若しくは航空運送事業者又は航空法（昭和27年法律第231号）に基づき国土交通大臣の認定を受けた航空機整備等に係る事業場を有する事業者若しくは当該事業者から業務の委託を受ける事業者であること。
- ② 特定技能所属機関は、国土交通省が設置する特定技能の協議会の構成員になること。
- ③ 特定技能所属機関は、特定技能の協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- ④ 特定技能所属機関は、国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- ⑤ 特定技能所属機関は、登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、上記②、③及び④の条件を満たす登録支援機関に委託すること。
- ⑥ 特定技能所属機関は、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。

第三 育成就労制度に関する事項

1 育成就労産業分野において求められる人材の基準に関する事項

航空分野において育成就労の在留資格で受け入れる外国人は次の（1）に定める試験に合格した者又は講習を受講した者とする。また、育成就労の開始後一定期間経過時まで満たしていることが求められる水準は、次の（2）及び（3）にそれぞれ定める試験に合格していることとする。

（1）育成就労の就労を開始するまでに求められる日本語能力水準

① 「日本語教育の参照枠」のA 1 相当以上の水準と認められるもの

② 認定日本語教育機関（日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和 5 年法律第 41 号）第 3 条第 1 項の「認定日本語教育機関」をいう。）等における当該水準に相当する日本語講習の受講

（２）育成就労の開始後 1 年経過時まで満たしていることが求められる水準

ア 技能水準

別表 3 の c. 技能水準（1 年経過時まで）の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

上記 1（１）①に掲げるもの

（３）育成就労を終了するまでに求められる水準

ア 技能水準

別表 3 の d. 技能水準（育成就労終了まで）の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」の A 2. 2 相当以上の水準と認められるもの

2 育成就労外国人の育成に関する事項

航空分野において設定する主たる技能は、別表 3 の a. 業務区分の欄に掲げる業務区分に対応し、それぞれ同表の b. 主たる技能の欄に定めるとおりとする。

その上で、育成就労計画に沿って、3 年間の育成就労期間を通じて当該主たる技能を修得するために必要な業務に一定時間計画的に従事させることにより、当該業務と関連するそれぞれの業務区分の範囲内の業務を経験させることとあいまって、航空分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成する。

3 育成就労産業分野における本人の意向による育成就労実施者の変更（転籍）に関する事項

（１）本人の意向による転籍に当たって必要となる技能水準及び日本語能力水準

航空分野において育成就労外国人が本人の意向による転籍を行うに当たって必要となる技能水準及び日本語能力水準は、次に定める試験にそれぞれ合格していることとする。

ア 技能水準

別表 3 の c. 技能水準（1 年経過時まで）の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」の A 2. 1 相当以上の水準と認められるもの

（２）転籍制限期間

転籍制限期間は 1 年とする。

4 その他育成就労制度の運用に関する重要事項

（１）業務区分及び育成就労外国人が従事する業務

航空分野において設定する業務区分及び従事する業務は、特定技能制度において設定する別表 1 の項番 1 の b. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとする。

（２）育成就労外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

(3) 育成就労産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等

育成就労実施者に対して特に課す条件

- ① 空港管理者により空港管理規則に基づく当該空港における営業の承認等を受けた事業者であること。
- ② 育成就労実施者は、育成就労の協議会において協議が調った措置を講じること。
- ③ 育成就労実施者は、育成就労の協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- ④ 育成就労実施者は、国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

別表 1 (第二 1 及び 2 関係)

項番	a. 技能水準	b. 業務区分 (従事する業務)
1	航空分野特定技能 1 号評価試験 (空港グランドハンドリング)	空港グランドハンドリング (社内資格等を有する指導者やチームリーダーの指導・監督の下で行う、航空機地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務、手荷物・貨物の航空機搭降載業務、航空機内外の清掃整備業務、旅客ハンドリング業務、機内食等の運搬・搭降載業務、航空燃料取扱業務)
2	航空分野特定技能 1 号評価試験 (航空機整備)	航空機整備 (運航整備、機体整備、装備品・原動機整備等において行う航空機の機体及び装備品又は部品等の整備業務)

別表 2 (第二 1 及び 2 関係)

項番	a. 技能水準	b. 業務区分 (従事する業務)
1	航空分野特定技能 2 号評価試験 (空港グランドハンドリング)	空港グランドハンドリング (社内資格等を有する指導者やチームリーダーとして行う、航空機地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務、手荷物・貨物の航空機搭降載業務、航空機内外の清掃整備業務、旅客ハンドリング業務、機内食等の運搬・搭降載業務、航空燃料取扱業務 (これら工程を管理する業務))
2	航空分野特定技能 2 号評価試験 (航空機整備) 航空従事者技能証明のうち以下のもの 一等航空整備士 (飛行機) 一等航空整備士 (回転翼航空機) 二等航空整備士 (飛行機) 二等航空整備士 (回転翼航空機) 一等航空運航整備士 (飛行機) 一等航空運航整備士 (回転翼航空機) 二等航空運航整備士 (飛行機) 二等航空運航整備士 (回転翼航空機) 航空工場整備士 (機体構造関係) 航空工場整備士 (ピストン発動機関係)	航空機整備 (自らの判断により行う、運航整備、機体整備、装備品・原動機整備等において行う航空機の機体及び装備品又は部品等の整備の専門的・技術的な業務)

(案)

航空工場整備士（タービン発動機関係） 航空工場整備士（プロペラ関係） 航空工場整備士（計器関係） 航空工場整備士（電子装備品関係） 航空工場整備士（電気装備品関係） 航空工場整備士（無線通信機器関係）	
---	--

別表 3（第二 1， 2， 第三 1 及び 3 関係）

項 番	a. 業務区分	b. 主たる技能	c. 技能水準（1 年経過 時まで）	d. 技能水準（育成就 労終了まで）
1	空港グランド ハンドリング	手荷物・貨物の 航空機搭降載 業務	手荷物・貨物の航空機 搭降載業務育成就労評 価試験（初級）	手荷物・貨物の航空機 搭降載業務育成就労評 価試験（専門級）
		手荷物取扱業 務	手荷物取扱業務育成就 労評価試験（初級）	手荷物取扱業務育成就 労評価試験（専門 級）
		貨物取扱業務	貨物取扱業務育成就労 評価試験（初級）	貨物取扱業務育成就 労評価試験（専門級）
		航空機内清掃 業務	航空機内清掃業務育成 就労評価試験（初級）	航空機内清掃業務育 成就労評価試験（専門 級）
		旅客取扱業務	旅客取扱業務育成就労 評価試験（初級）	旅客取扱業務育成就 労評価試験（専門級）

漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針
及び育成就労に係る制度の運用に関する方針

法 務 大 臣
厚生労働大臣
国家公安委員会
外 務 大 臣
農 林 水 産 大 臣

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。）第 2 条の 4 第 1 項及び外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「育成就労法」という。）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、入管法第 2 条の 3 第 1 項及び育成就労法第 7 条第 1 項の規定に基づき定められた「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）にのっとり、漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針（以下「分野別運用方針」という。）を定める。

第一 特定技能制度及び育成就労制度に共通する事項

- 1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）及び特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である分野（育成就労産業分野（育成就労法第 2 条第 3 号口の「労働者派遣等育成就労産業分野」を含む。））

漁業分野

- 2 当該産業上の分野における人材の不足の状況（当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項

（1）特定技能外国人及び育成就労外国人受入れの趣旨・目的

ア 特定技能外国人

漁業分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

イ 育成就労外国人

特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である漁業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保する。

（2）生産性向上や国内人材確保のための取組

ア 生産性向上のための取組

生産性向上のための取組として、業界では、①~~漁業現場での~~作業の省人・省力

化、自動化に向けた機器（自動釣り機、給餌機、網掃除ロボット、選別機等）の導入・普及、②近年技術革新が著しいICT・IoT・AI等の情報技術を活用した操業の効率化（沿岸漁業における漁場探索や、沖合・遠洋漁業における漁場形成予測の利用）等に取り組んでいる。また、農林水産省としても、こうした業界の取組に対して補助事業等による支援を実施しており、その結果、労働効率化が一定程度図られている。

これらを含む政府・業界等による取組を経て、平成24年から令和3年までの10年で1人当たりの生産量は28%上昇している。

イ 国内人材確保のための取組

（ア）女性、高齢者、就職困難者等の就業促進

農林水産省では、次の取組を実施している。

- ① 新規漁業就業者確保に向け漁業学校で学ぶ若者への就業準備資金の交付、漁業就業相談会の開催、漁業現場での長期研修の実施、海技士養成支援など、段階に応じた支援
- ② 漁村コミュニティにおける女性の様々な活動の推進、活動を支援する拠点の整備
- ③ 水福連携の取組事例の収集や普及・啓発の推進

（イ）処遇改善

休日の確保や操業回数の低減、居住環境の改善等による処遇改善に取り組んでいる。

（ウ）安全衛生対策

ライフジャケット着用（漁業区分・養殖業区分）等の周知・啓発や、安全推進員等の養成、「農林水産業・食品産業の安全作業のための規範」の周知・啓発などの安全衛生対策の取組を行っている。

（エ）（ア）、（イ）及び（ウ）の成果

上記（ア）及び（イ）の取組を含めた、政府・業界等の取組を経て、全体として就業者が減少する中にあっても、おおむね毎年2,000人程度の新規就業者を確保している。女性の新規就業者数は令和元年の67人から令和5年は98人から令和5年にかけて約5割増加している。

加えて上記（ウ）の取組を含めた、政府・業界等の取組を経て、労働災害動向調査の結果による漁業の労働災害率（度数率）は減少している。

（3）受入れの必要性（人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。）

漁業分野では、「水産基本計画」（令和4年3月25日閣議決定）において、令和14年度の魚介類の生産目標を535万トンとしている。この生産目標と令和4年度の実績（348万トン）を踏まえ、令和10年度の生産目標を460万トンと設定すると、漁業分野において令和10年度に必要な就業者数は17万人と推計される。

この点、漁業分野の有効求人倍率は、沖合・遠洋漁業で6.54倍（令和6年「船員職業安定年報」）、沿岸漁業で1.38倍、養殖業で2.07倍（令和6年度「職業安定業務統計」）、水産物産地卸売市場業で1.91倍（令和7年度「職業安定業務統計」）と高い水準にある。同分野における令和4年度の就業者数12万6,000人は、高齢

者等の離職が進めば、令和 10 年度には 10 万 7,300 人まで減少する見込みであり、同年度には 6 万 2,700 人程度が不足することになる。こうした深刻化する人手不足に対応するため、上記(2)の取組を進めることにより人手不足が 4 万 5,300 人程度緩和されることが見込まれるものの、なお 1 万 7,400 人程度の人手不足が見込まれる。

かかる状況の下、国民のニーズに応じた水産物を安定的に供給する体制を確保し、また、将来にわたり、海洋環境保全等といった漁業の多面的な機能が十分に発揮されるためには、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることにより、我が国漁業の存続・発展を図ることが必要不可欠である。

(4) 受入れ見込数(育成就労法第 7 条の 2 第 2 項第 4 号の当該個別育成就労産業分野における受入れ見込数を含む。)

ア 漁業分野全体の受入れ見込数

漁業分野全体における令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間の受入れ見込数は、1 万 7,400 人である。

当該受入れ見込数は、漁業分野において、令和 10 年度には 6 万 2,700 人程度の人手不足が見込まれる中、高齢者の代替わりによる若年層比率の向上や、ICT 等を活用した効率化などの生産性向上のための取組により年 4.8%の効率化(令和 10 年度までに 3 万 7,000 人程度)や、新規就業者支援対策に加え、漁業の成長産業化に向けた様々な取組による追加的な国内人材の確保(令和 10 年度までに 8,300 人程度)を行ってもなお不足すると見込まれるものであり、過大なものとはなっていない。

イ 1 号特定技能外国人の受入れ見込数

漁業分野における令和 6 年度から 5 年間の 1 号特定技能外国人の受入れ見込数は、1 万 4,800 人であり、これを令和 10 年度末までの 5 年間の受入れの上限として運用する。

ウ 育成就労外国人の受入れ見込数

漁業分野における令和 9 年度から 2 年間の育成就労外国人の受入れ見込数は、2,600 人であり、これを令和 10 年度末までの 2 年間の受入れの上限として運用する。

3 在留資格認定証明書の交付又は育成就労認定の停止の措置及び再開の措置

(1) 漁業分野をめぐる人手不足状況の把握方法

農林水産大臣は、次の指標等により人手不足状況の変化を的確に把握する。

- ① 漁業分野の 1 号特定技能外国人及び育成就労外国人の在留者数(定期的に法務省から農林水産省に提供)
- ② 有効求人倍率
- ③ 公的統計等による漁業分野就業者数
- ④ 特定技能制度における漁業分野に係る分野別協議会(以下単に「特定技能の協議会」という。)又は育成就労制度における漁業分野に係る分野別協議会(以下単に「育成就労の協議会」という。)による特定技能所属機関、育成就労実施者等からの状況把握等

(2) 入管法第7条の2第3項及び第4項(これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置及び交付の再開の措置に関する事項

- ① 農林水産大臣は、上記(1)の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて分野別運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記2(4)イに掲げた受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。
- ② 一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該特定産業分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、農林水産大臣は、法務大臣に対し、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を求める。

(3) 育成就労法第12条の2の規定による育成就労認定の停止の措置及び認定の再開の措置に関する事項

- ① 農林水産大臣は、上記(1)の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて分野別運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記2(4)ウに掲げた受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣及び厚生労働大臣に対し、一時的に育成就労認定(育成就労外国人及び育成就労認定が育成就労法第16条第1項の規定により取り消されたことにより育成就労の対象でなくなった外国人に係るものを除く。)の停止の措置を求める。
- ② 一時的に育成就労認定の停止の措置を講じた場合において、当該育成就労産業分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、農林水産大臣は、法務大臣及び厚生労働大臣に対し、育成就労認定の再開の措置を求める。

4 その他特定技能制度及び育成就労制度に係る制度の運用に共通する重要事項

(1) 特定技能外国人及び育成就労外国人のキャリア形成等に関する事項

農林水産省は、関係業界等と協働して、育成就労、特定技能1号及び特定技能2号に係る漁業分野における「育成・キャリア形成プログラム(以下「育成プログラム」という。))」を策定する。

漁業分野における育成プログラムは、必要な技術・知識・資格(専門技能・日本語能力等)等を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとするを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

(2) 治安への影響を踏まえて講じる措置

農林水産省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得る事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度関係機関と適切に共有する。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を

踏まえつつ、農林水産省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、分野別運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

ア 治安上の問題に対する措置

農林水産省は、漁業分野における特定技能外国人又は育成就労外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送出国機関の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

イ 治安上の問題を把握するための取組及び把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等

農林水産省は、上記アの治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するなど、必要な措置を講じる。また、上記アの治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

(3) 大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置

農林水産省は、本制度の趣旨や優良事例を全国的に周知するとともに、地方に点在する漁村における人手不足の状況を適切に把握し、外国人を受け入れる環境を整えるため、漁業分野における活動やコミュニティ活動の核となっている漁業協同組合等が、受入れ外国人との円滑な共生において適切な役割を果たすために必要な支援を行う。

また、漁村地域の漁業分野を支える人材の育成・確保、適切な資源管理措置の下で居住性・安全性・作業性の高い漁船の導入や漁村における地域活動への支援等の施策を通じて、漁業生産力を向上させる漁業分野の持続的な発展を図るとともに、漁業分野を就業者にとってやりがいのある魅力的な産業とし、漁村地域の維持・発展を図る。

さらに、漁業分野の特性に鑑み、かつ、漁業の時期等年間を通じた漁業生産が期待できないによる季節的な繁閑や年間を通じた業務量の変動が生じる漁村地域の事情を考慮し、特定技能外国人や育成就労外国人が従事可能な漁業関連業務の範囲について柔軟に対応する。

そのほか、農林水産省は、制度を所管する行政機関や地方公共団体、事業者、業界団体等と適切に連携するなどして、特定技能外国人及び育成就労外国人が居住する地域における外国人との共生のための施策の推進を支援する。

(4) 公租公課に関する必要な措置

特定技能外国人、育成就労外国人、特定技能所属機関及び育成就労実施者は、納付すべき公租公課を適切に支払う責務があり、また、農林水産省は、これらの者が納付すべき公租公課の未納を防ぐため、制度を所管する行政機関と連携の上、必要な措置を講じる。

第二 特定技能制度に関する事項

1 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

(1) 1号特定技能外国人

漁業分野において特定技能 1 号の在留資格で受け入れる外国人は、次のア及びイに定める試験に合格した者とする。

ア 技能水準

別表 1 の a. 技能水準の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」の A 2. 2 相当以上の水準と認められるもの

(2) 2号特定技能外国人

漁業分野において特定技能 2 号の在留資格で受け入れる外国人は、次のア（ア）及びイに定める試験に合格した者であり、かつ、ア（イ）に定める実務経験の要件も満たす者とする。

ア 技能水準

(ア) 技能水準

別表 2 の a. 技能水準の欄に掲げるもの

(イ) 実務経験

次のいずれかを満たすこと。

- ① 漁船法（昭和 25 年法律第 178 号）上の登録を受けた漁船において、操業を指揮監督する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての実務経験
- ② 漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）及び内水面漁業の振興に関する法律（平成 26 年法律第 103 号）に基づき行われる養殖業の現場において、養殖を管理する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての実務経験

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」の B 1 相当以上の水準と認められるもの

2 その他特定技能制度の運用に関する重要事項

(1) 業務区分及び特定技能外国人が従事する業務

漁業分野において設定する業務区分及び当該業務区分において従事する業務は、それぞれ次のア及びイに定めるとおりとする。

なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：漁業に係る漁具の積込み・積下し、漁獲物の水揚げ、漁労機械の点検、船体の補修、自家原料を使用した製造・加工・出荷・販売等、養殖業に係る梱包・出荷、自家原料を使用した製造・加工・出荷・販売等、水産物産地卸売市場業に係る運搬、市場設備及び機械の操作・点検、冷蔵・冷凍保管、簡易加工、情報管理、市場事務等）に付随的に従事することは差し支えない。

ア 1号特定技能外国人

上記 1（1）アの技能水準に対応し、それぞれ別表 1 の b. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとする。

イ 2号特定技能外国人

上記 1（2）ア（ア）の技能水準に対応し、それぞれ別表 2 の b. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとする。

(2) 特定技能外国人の雇用形態

ア 雇用形態

漁業及び養殖業の業務区分においては、漁業分野及び養殖業の事業者を特定技能所属機関とする直接雇用形態及び労働者派遣事業者（下記（3）ア①に定める労働者派遣事業者に限る。）を特定技能所属機関として、外国人を漁業分野の事業者に派遣する労働者派遣形態（船員派遣形態を含む。以下同じ。）とする（ただし、水産物産地卸売市場業の業務区分においては、直接雇用に限る。）。

イ 労働者派遣形態により受け入れる必要性

漁業分野及び養殖業においては、同じ地域であっても、対象魚種や漁法等によって繁忙期・閑散期の時期が異なるとともに、漁業分野及び養殖業の事業者の多くが零細で半島地域や離島地域等に存在していること等の特性があり、地域内における業務の繁閑を踏まえた労働力の融通、雇用・支援の一元化といった漁業現場のニーズに対応するため、漁業分野及び養殖業の事業者による直接雇用形態に加えて、労働者派遣形態により特定技能外国人を受け入れることが不可欠である。

(3) 特定産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等

ア 特定技能所属機関等に対して特に課す条件

- ① 労働者派遣形態の場合、特定技能所属機関となる労働者派遣事業者（船員派遣事業者を含む。以下同じ。）は、地方公共団体又は漁業協同組合、漁業生産組合若しくは漁業協同組合連合会その他漁業に関連する業務を行っている者が関与するものに限る。
- ② 特定技能所属機関は、特定技能の協議会の構成員になること。
- ③ 特定技能所属機関は、特定技能の協議会において協議が調った措置を講じること。
- ④ 特定技能所属機関は、特定技能の協議会及びその構成員に対し、必要な協力を行うこと。
- ⑤ 漁業分野の1号特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関が登録支援機関に支援計画の全部又は一部の実施を委託するに当たっては、漁業分野に固有の基準に適合している登録支援機関に限る。
- ⑥ 特定技能所属機関は、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。

イ 外国人材の派遣先となる事業者に対して特に課す条件

派遣先事業者は、特定技能の協議会及びその構成員に対し、必要な協力を行うこと。

第三 育成就労制度に関する事項

1 育成就労産業分野において求められる人材の基準に関する事項

漁業分野において育成就労の在留資格で受け入れる外国人は次の（1）に定める試験に合格した者又は講習を受講した者とする。また、育成就労の開始後一定期間経過時まで満たしていることが求められる水準は、次の（2）及び（3）にそれぞれ定

める試験に合格していることとする。

(1) 育成就労の就労を開始するまでに求められる日本語能力水準

- ① 「日本語教育の参照枠」のA 1 相当以上の水準と認められるもの
- ② 認定日本語教育機関（日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号）第3条第1項の「認定日本語教育機関」をいう。）等における当該水準に相当する日本語講習の受講

(2) 育成就労の開始後1年経過時まで満たしていることが求められる水準

ア 技能水準

別表3のc. 技能水準（1年経過時まで）の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

上記1（1）①に掲げるもの

(3) 育成就労を終了するまでに求められる水準

ア 技能水準

別表3のd. 技能水準（育成就労終了まで）の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」のA 2. 2 相当以上の水準と認められるもの

2 育成就労外国人の育成に関する事項

漁業分野において設定する主たる技能は、別表3のa. 業務区分の欄に掲げる業務区分に対応し、それぞれ同表のb. 主たる技能の欄に定めるとおりとする。

その上で、育成就労計画に沿って、3年間の育成就労期間を通じて当該主たる技能を修得するために必要な業務に一定時間計画的に従事させることにより、当該業務と関連するそれぞれの業務区分の範囲内の業務を経験させることとあいまって、漁業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成する。

3 育成就労産業分野における本人の意向による育成就労実施者の変更（転籍）に関する事項

(1) 本人の意向による転籍に当たって必要となる技能水準及び日本語能力水準

漁業分野において育成就労外国人が本人の意向による転籍を行うに当たって必要となる技能水準及び日本語能力水準は、次に定める試験にそれぞれ合格していることとする。

ア 技能水準

別表3のc. 技能水準（1年経過時まで）の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」のA 2. 1 相当以上の水準と認められるもの

(2) 転籍制限期間

転籍制限期間は1年とする。

4 その他育成就労制度の運用に関する重要事項

(1) 業務区分及び育成就労外国人が従事する業務

漁業分野において設定する業務区分及び従事する業務は、特定技能制度と同一とする（第二2（1）参照）。

(2) 育成就労外国人の雇用形態

ア 雇用形態

漁業分野及び養殖業の業務区分の事業者を育成就労実施者とする直接雇用形態及び労働者派遣事業者を育成就労実施者として、外国人を漁業分野及び養殖業の事業者に派遣する労働者派遣形態とする(ただし、水産物産地卸売市場業の業務区分においては、直接雇用に限る。)。

イ 労働者派遣形態により受け入れる必要性

漁業分野及び養殖業においては、同じ地域であっても、対象魚種や漁法等によって繁忙期・閑散期の時期が異なるとともに、漁業分野及び養殖業の事業者の多くが零細で半島地域や離島地域等に存在していること等の特性があり、地域内における業務の繁閑を踏まえた労働力の融通、雇用・支援の一元化といった漁業現場のニーズに対応するため、漁業分野及び養殖業の事業者による直接雇用形態に加えて、労働者派遣形態により育成就労外国人を受け入れることが不可欠である。

(3) 育成就労産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等

ア 育成就労実施者に対して特に課す条件

- ① 育成就労実施者は、育成就労の協議会において協議が調った措置を講じること。
- ② 育成就労実施者は、育成就労の協議会及びその構成員に対し、必要な協力を行うこと。
- ③ 労働者派遣形態の場合、育成就労実施者となる労働者派遣事業者は、地方公共団体又は漁業協同組合、漁業生産組合若しくは漁業協同組合連合会その他漁業に関連する業務を行っている者が関与するものに限る。

イ 監理支援機関に対して特に課す条件

- ① 育成就労外国人が漁船に乗り組む場合には、当該漁船と監理支援機関との間で無線その他の通信手段が確保されていること。
- ② 監理支援機関は、育成就労の協議会の構成員になること。
- ③ 監理支援機関は、育成就労外国人に係る労働時間、休日、休憩その他の待遇等について、育成就労の協議会において協議が調った措置を講じること。
- ④ 監理支援機関は、育成就労の協議会及びその構成員に対し、必要な協力を行うこと。
- ⑤ 漁業の業務区分における監理支援機関は、漁業協同組合又は船員職業安定法（昭和 23 年法律第 130 号）第 34 条に基づく船員職業紹介事業の許可を有する法人とする。
- ⑥ 漁業の業務区分における監理型育成就労の実施状況については、次の方法により確認するとともに、監理事業を行う事務所に、書類（電磁的記録を含む。以下同じ。）として備え置くこととする。
 - i 育成就労指導員から、毎日（監理型育成就労が船上において実施されない日を除く。）1 回以上、各漁船における監理型育成就労の実施状況について無線その他の通信手段を用いて報告を受けると共に、報告の内容について記録した書類を作成する。

- ii 監理型育成就労外国人から、毎月（監理型育成就労が船上において実施されない月を除く。）1回以上、監理型育成就労の実施状況に係る文書の提出を受けること。
- ⑦ 漁業の業務区分における監理支援機関に係る許可の基準となる申請者の常勤の役員又は職員（監理支援の実務に従事する者に限る。）の数については、次のいずれの数も超えていることとする。
 - i 監理支援を行う監理型育成就労実施者の数を16で除して得た数（その数が1未満である場合には、1とする。）
 - ii 監理支援を受ける監理型育成就労の対象となっている監理型育成就労外国人の数を32で除して得た数（その数が1未満である場合には、1とする。）

ウ 外国人材の派遣先となる事業者に対して特に課す条件

派遣先事業者は、育成就労の協議会及びその構成員に対し、必要な協力を行うこと。

エ その他義務を課すべき主体（育成就労外国人など）

- ① 漁業の業務区分における漁船に乗り組む育成就労外国人の1隻当たりの人数は、当該漁船に乗り組むこととしている申請者の乗組員（育成就労外国人を除く。）の人数の範囲内で、次に定めるとおりとする。
 - i 単独型育成就労（iiiに掲げる単独型育成就労を除く。）について6人
 - ii 監理型育成就労（ivに掲げる監理型育成就労を除く。）について6人
 - iii 単独型育成就労（申請者が外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和7年法務省・厚生労働省令第4号。以下、「規則」という。）第19条第1項第2号の基準に適合する者である場合に限る。）について12人
 - iv 監理型育成就労（申請者が規則第19条第1項第2号の基準に適合する者であり、かつ、監理支援機関が規則第19条第2項第3号の基準に適合する者である場合に限る。）について12人
- ② 養殖の業務区分において、申請者が法人でない場合（監理型育成就労に係るものである場合にあつては、申請者が法人でなく、監理支援機関が漁業協同組合である場合）にあつては、次に定めるとおりとする。
 - i 単独型育成就労（iiiに掲げる単独型育成就労を除く。）について6人
 - ii 監理型育成就労（ivに掲げる監理型育成就労を除く。）について6人
 - iii 単独型育成就労（申請者が規則第19条第1項第2号の基準に適合する者である場合に限る。）について12人
 - iv 監理型育成就労（申請者が規則第19条第1項第2号の基準に適合する者であり、かつ、監理支援機関が規則第19条第2項第3号の基準に適合する者である場合に限る。）について12人

(案)

別表 1 (第二 1 及び 2 関係)

項番	a. 技能水準	b. 業務区分 (従事する業務)
1	1 号漁業特定技能評価試験 (漁業)	漁業 (監督者の指示を理解し、又は自らの判断により、漁具の作成・補修、漁具・漁労機器の操作、漁獲物の処理、安全衛生等の作業に従事する業務)
2	1 号漁業特定技能評価試験 (養殖業)	養殖業 (監督者の指示を理解し、又は自らの判断により、養殖水産物の取扱い、漁具の作成・補修・管理、漁具の整理・整頓、安全衛生等の作業に従事する業務)
3	<u>1 号漁業特定技能評価試験 (水産物産地卸売市場業)</u>	<u>水産物産地卸売市場業</u> (監督者の指示を理解し、又は自らの判断により、 <u>水揚物の選別 (目利き) 作業、HACCP の考え方を取り入れた鮮度維持管理、計量作業、陳列・販売作業に従事する業務</u>)

別表 2 (第二 1 及び 2 関係)

項番	a. 技能水準	b. 業務区分 (従事する業務)
1	2 号漁業特定技能評価試験 (漁業)	漁業 (自らの判断により業務を遂行し、又は作業員を指導しながら作業に従事し、漁業の作業工程を管理する業務)
2	2 号漁業特定技能評価試験 (養殖業)	養殖業 (自らの判断により業務を遂行し、又は作業員を指導しながら作業に従事し、養殖業の作業工程を管理する業務)

別表 3 (第三 1、2 及び 3 関係)

項番	a. 業務区分	b. 主たる技能	c. 技能水準 (1 年経過時まで)	d. 技能水準 (育成就労終了まで)
1	漁業	漁船漁業における、漁具の作成・補修、漁具・漁労機器の操作、漁獲物の処理、安全衛生	漁業育成就労評価試験 (初級)	1 号漁業特定技能評価試験 (漁業)
2	養殖業	養殖業における、養殖水産物の取扱い、漁具の作成・補修・管理、漁具の整理・整頓、安全衛生	養殖業育成就労評価試験 (初級)	1 号漁業特定技能評価試験 (養殖業)

(案)

		生		
<u>3</u>	<u>水産物産地卸</u>	<u>水揚物の選別（目利</u>	<u>水産物産地卸売市場業</u>	<u>1号漁業特定技能評</u>
	<u>売市場業</u>	<u>き）、HACCPの考え</u>	<u>育成就労評価試験（初</u>	<u>価試験（水産物産地卸</u>
		<u>方を取り入れた鮮度維</u>	<u>級）</u>	<u>売市場業）</u>
		<u>持管理、計量、陳列・販</u>		
		<u>売</u>		

飲食料品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針
及び育成就労に係る制度の運用に関する方針

法 務 大 臣
厚生労働大臣
国家公安委員会
外 務 大 臣
農 林 水 産 大 臣
財 務 大 臣

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。）第 2 条の 4 第 1 項及び外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「育成就労法」という。）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、入管法第 2 条の 3 第 1 項及び育成就労法第 7 条第 1 項の規定に基づき定められた「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）にのっとり、飲食料品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針（以下「分野別運用方針」という。）を定める。

第一 特定技能制度及び育成就労制度に共通する事項

- 1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）及び特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である分野（育成就労産業分野）

飲食料品製造業分野

- 2 当該産業上の分野における人材の不足の状況（当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項

（１）特定技能外国人及び育成就労外国人受入れの趣旨・目的

ア 特定技能外国人

飲食料品製造業分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

イ 育成就労外国人

特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である飲食料品製造業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保する。

（２）生産性向上や国内人材確保のための取組

ア 生産性向上のための取組

飲食料品製造業分野では、深刻な人手不足の状況にある中、生産性向上のための取組として、ロボット導入などの設備投資、I o T・A I 等を活用した省人化及び低コスト化、専門家による工場診断等が進展し始めている。一般社団法人日本食品機械工業会「2023 年食品機械調査統計資料」によると、食品機械の国内販売額は直近 8 年間で 17%増加（平成 27 年の 5,175 億円から令和 5 年には過去最高の 6,045 億円まで増加）しているほか、先端技術の低コスト化や小型化に関する改良の取組も進展している。

また、健康志向の広まりや高齢化など経済社会の変化に応じた新たな商品の投入や従来の商品に新たな価値を付与した商品の提供など、付加価値向上のための取組も進展し始めている。財務省「法人企業統計調査」を基に農林水産省で算出した食料品製造業の付加価値額は、令和 3 年から令和 5 年にかけて 9.6%増加した。

さらに、農林水産省及び財務省では、A I・ロボット・I o T等を活用した自動化技術等を実際の現場にモデル的に導入・実証する取組や、先端技術の低コスト化や小型化に関する改良の取組を支援するとともに、これらの成果を研修会の開催等により食品業界全体に普及させる取組を行っており、関係者の理解も浸透しつつある。

こうした食品業界等の取組も相まって、食品製造業における最近の労働生産性は、1 年当たり約 0.5%の伸びとなっている。

イ 国内人材確保のための取組

(ア) 女性・高齢者・就職困難者等の就業促進

国内人材の確保に関し、女性・高齢者・障がい者が働きやすい雇用環境とするため、正社員登用制度、女性が出産後に復職しやすい環境整備（提携託児所の整備等）、高齢者の継続雇用制度、一部食品企業では障がい者雇用を積極的に進める等の取組が業界内で進展し始めている。

また、農林水産省及び財務省では、国内人材の確保に関し、女性・高齢者の就業促進のため、「食品産業の働き方改革早わかりハンドブック」の作成・周知を行っており、関係者の理解が進みつつある。

(イ) 処遇改善

人手不足を踏まえた賃上げ等の処遇改善に関し、農林水産省及び財務省では令和 5 年末に決定した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」について、食品業界団体等に周知を行っている。

更に、一部食品企業では、コアタイムなしのフレックス（出勤時間の自由）、転勤時の配偶者同行制度等の取組を進めている。

(ウ) 安全衛生対策

農林水産省及び財務省では、「食品産業の安全な職場づくりハンドブック」の作成・周知を通じて、企業における労働安全対策の取組を推進している。

(エ) (ア)、(イ) 及び (ウ) の成果

上記 (ア)、(イ) 及び (ウ) の食品業界等の取組もあいまって、令和 6 年度の女性就業者の割合は 50%と全製造業の平均 30%を上回っており、同年度

における 60 歳以上の就業者数の割合についても 22%と全製造業の平均 17%を上回り、令和 6 年における障がい者の割合についても 2.59%で法定雇用率(2.5%)を上回っている。

また、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」によると、食料品製造業の従業員一人当たりの所定内給与額は増加(平成 29 年の 229 千円から令和 6 年には 251 千円まで増加)しており、総務省「労働力調査」によると、食料品製造業における正社員比率は 3%上昇(平成 29 年の 48%から令和 6 年には 51%まで増加)するなど成果が上がっているところである。なお、厚生労働省「労働者死傷病報告」によると、飲食料品製造業における近年の死傷災害の数は 8.9%減少(令和 3 年から令和 6 年まで)しているところである。

(3) 受入れの必要性(人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。)

飲食料品製造業は、地域経済においても、雇用と生産を支える産業として重要な役割を担っているといえる。経済産業省「令和 3 年経済センサス」によれば、食料品製造業の事業所数は金属製品製造業に次いで多く、就業者数は製造業の中では第 1 位である。また、大都市圏とそれ以外の地域において、就業者数比率に大きな偏りはなく、製造業全体に占める食料品製造業の就業者数の比率は、三大都市圏が 11.1%、それ以外の地域が 18.5%となっている。さらに、食料品製造業の製造品出荷額は、製造業の中で 11 道県で第 1 位、26 都道府県で第 3 位までに位置している。食料品製造業の製造品出荷額については、令和 5 年は約 39.3 兆円となっており、過去の推移を踏まえると、令和 10 年には約 49 兆円となる見込みである。

次に、現在の飲食料品製造業分野における労働需給は、他の製造業に比べ雇用人員不足感が高い状況にある。厚生労働省「雇用動向調査」によれば、令和 6 年 6 月末現在の欠員率は 2.8%に達している。また、日銀短観によれば、「食料品製造業」(中小企業)の雇用人員判断(DI)は、令和 7 年 3 月にはマイナス 32 となり、「製造業全般」(中小企業)のマイナス 24 よりも深刻な状況である(令和 7 年 3 月日本銀行「全国企業短期経済観測調査」)。

この点、令和 10 年度の製造品出荷額予測及び足下の生産性を踏まえると、同年度には 195 万 7,000 人の就業者が必要となるが、上記(2)に掲げた生産性向上のための取組及び国内人材確保のための取組を継続することにより人手不足が 9 万 3,500 人程度緩和されることが見込まれるものの、なお、19 万 4,900 人程度の人手不足が見込まれる状況にある。

また、就業者の約 3 割がバックヤードでの飲食料品製造(そう菜製造等)に従事している食料品スーパーマーケットにおいても、人手不足の傾向が顕著になっている。上記雇用動向調査によれば、「小売業」における令和 5 年 6 月末現在の欠員率は 3.0%となっている。食料品スーパーマーケットにおいては、令和 4 年には約 12.1 兆円を売り上げており、過去の食料品販売額の推移から、令和 10 年には約 16.3 兆円の売上げが見込まれるため、人手不足が見込まれる。

こうした中で、飲食料品製造業分野においては、生産性の向上及び国内人材の確保に向けた最大限の努力を不断に行っている。しかしながら、同分野においては、ある程度目視や手作業に頼らざるを得ない工程もあり、機械化の取組にも限界

があること、また、平成 30 年の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）改正（令和 3 年 6 月施行）により、全ての飲食料品製造業者に H A C C P（原材料の受入れから最終製品までの工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入等の潜在的な危害要因を分析し、特に重要な工程を継続的に監視、記録する工程管理システム）に沿った衛生管理の実施が求められることとなり、H A C C P を含む衛生管理の知識を有する人材の確保が急務となっていること等を踏まえれば、人手不足の状況を直ちに改善することは困難である。このため、我が国の飲食料品製造業の持続的な存続・発展を図り、良質で安全な飲食料品を安定的に供給する体制を確保するために、飲食料品製造業について基本的な知識・経験を有し、現場の状況に応じて作業手順を自ら考え、製造・加工等の作業を行うことができる即戦力の外国人や、熟練した技能を持って自ら作業に従事しながら、複数の従業員に指導等を行う管理者としての役割を担う外国人の受入れが必要不可欠である。

（４）受入れ見込数（育成就労法第 7 条の 2 第 2 項第 4 号の当該個別育成就労産業分野における受入れ見込数を含む。）

ア 飲食料品製造業分野全体の受入れ見込数

飲食料品製造業分野全体における令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間の受入れ見込数は、19 万 4,900 人である。当該受入れ見込数は、飲食料品製造業分野において、令和 10 年度には 28 万 8,400 人程度の人手不足が見込まれる中、A I、ロボット、I o T 等の先端技術の導入等による業務の省力化・省人化等の取組により、毎年 0.5% 程度の生産性向上（令和 10 年度までに 3 万 8,200 人程度）や、従業員の賃金水準の引上げ、正社員への登用、託児所の整備、高齢者の継続雇用等により、毎年 0.6% 程度の追加的な国内人材の確保（令和 10 年度までに 5 万 5,300 人程度）を行ってもなお不足すると見込まれるものであり、過大なものとはなっていない。

イ 1 号特定技能外国人の受入れ見込数

飲食料品製造業分野における令和 6 年度から 5 年間の 1 号特定技能外国人の受入れ見込数は 13 万 3,500 人であり、これを令和 10 年度末までの 5 年間の受入れの上限として運用する。

ウ 育成就労外国人の受入れ見込数

飲食料品製造業分野における令和 9 年度から 2 年間の育成就労外国人の受入れ見込数は 6 万 1,400 人であり、これを令和 10 年度末までの 2 年間の受入れの上限として運用する。

3 在留資格認定証明書の交付又は育成就労認定の停止の措置及び再開の措置

（１）飲食料品製造業分野をめぐると人手不足状況の把握方法

農林水産大臣 及び財務大臣 は、次の指標等により人手不足状況の変化を的確に把握する。

- ① 飲食料品製造業分野の 1 号特定技能外国人及び育成就労外国人の在留者数（定期的に法務省から農林水産省 及び財務省 に提供）
- ② 有効求人倍率
- ③ 欠員率、欠員数

④ 雇用人員判断（D I）

（２）入管法第 7 条の 2 第 3 項及び第 4 項（これらの規定を同条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による同条第 1 項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置及び交付の再開の措置に関する事項

- ① 農林水産大臣及び財務大臣は、上記（１）の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて分野別運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記 2（４）イに掲げた受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。
- ② 一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該特定産業分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、農林水産大臣及び財務大臣は、法務大臣に対し、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を求める。

（３）育成就労法第 12 条の 2 の規定による育成就労認定の停止の措置及び認定の再開の措置に関する事項

- ① 農林水産大臣及び財務大臣は、上記（１）の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて分野別運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記 2（４）ウに掲げた受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣及び厚生労働大臣に対し、一時的に育成就労認定（育成就労外国人及び育成就労認定が育成就労法第 16 条第 1 項の規定により取り消されたことにより育成就労の対象でなくなった外国人に係るものを除く。）の停止の措置を求める。
- ② 一時的に育成就労認定の停止の措置を講じた場合において、当該育成就労産業分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、農林水産大臣及び財務大臣は、法務大臣及び厚生労働大臣に対し、育成就労認定の再開の措置を求める。

4 その他特定技能制度及び育成就労制度に係る制度の運用に共通する重要事項

（１）特定技能外国人及び育成就労外国人のキャリア形成等に関する事項

農林水産省及び財務省は、関係業界等と協働して、育成就労、特定技能 1 号及び特定技能 2 号に係る飲食料品製造業分野における「育成・キャリア形成プログラム（以下「育成プログラム」という。）」を策定する。

飲食料品製造業分野における育成プログラムは、次の事項を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとするを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

- ① 各レベルの業務内容及び習熟の目安となる年数
- ② レベルアップするときに必要な経験・実績、資格・検定など

（２）治安への影響を踏まえて講じる措置

農林水産省及び財務省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問

題となり得る事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度関係機関と適切に共有する。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を踏まえつつ、農林水産省、財務省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、分野別運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

ア 治安上の問題に対する措置

農林水産省 及び財務省 は、飲食料品製造業分野における特定技能外国人又は育成就労外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送出機関の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

イ 治安上の問題を把握するための取組及び把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等

農林水産省 及び財務省 は、上記アの治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するなど、必要な措置を講じる。また、上記アの治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

(3) 大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置

- ① 特定技能外国人の就労が大都市圏等の地域に過度に集中することがないように、「飲食料品製造業特定技能 1 号評価試験」及び「飲食料品製造業特定技能 2 号評価試験」の国内における試験は、大都市に限らず地方も含めて幅広く実施する観点から、全国数十か所程度で実施する。
- ② 農林水産省 及び財務省 は、両制度の趣旨や優良事例を全国的に周知するとともに、農林水産省、財務省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される特定技能制度における飲食料品製造業分野に係る分野別協議会（以下単に「特定技能の協議会」という。）又は育成就労制度における飲食料品製造業分野に係る分野別協議会（以下単に「育成就労の協議会」という。）での協議も踏まえ、生産性向上のための取組や国内人材確保のための取組が行われていてもなお外国人を含む人手不足が顕著である地域が認められる場合には、その地域において特定技能外国人及び育成就労外国人の就業が円滑に行われるよう、試験の開催場所・頻度等の調整に努めるとともに、その他必要な支援等について、制度関係機関、関係業界団体等とも連携して取り組む。

そのほか、農林水産省 及び財務省 は、制度を所管する行政機関や地方公共団体、事業者、業界団体等と適切に連携するなどして、特定技能外国人及び育成就労外国人が居住する地域における外国人との共生のための施策の推進を支援する。

(4) 公租公課に関する必要な措置

特定技能外国人、育成就労外国人、特定技能所属機関及び育成就労実施者は、納付すべき公租公課を適切に支払う責務があり、また、農林水産省 及び財務省 は、これらの者が納付すべき公租公課の未納を防ぐため、制度を所管する行政機関と連

携の上、必要な措置を講じる。

第二 特定技能制度に関する事項

1 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

(1) 1号特定技能外国人

飲食料品製造業分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、次のア及びイに定める試験に合格した者とする。

ア 技能水準

次のいずれかの試験

- ① 別表1のa. 技能水準の欄に掲げるもの
- ② 別表3のd. 技能水準（育成就労終了まで）の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」のA2. 2相当以上の水準と認められるもの

(2) 2号特定技能外国人

飲食料品製造業分野において特定技能2号の在留資格で受け入れる外国人は、次のア（ア）及びイに定める試験に合格した者であり、かつ、ア（イ）に定める実務経験の要件も満たす者とする。

ア 技能水準

（ア）技能水準

別表2のa. 技能水準の欄に掲げるもの

（イ）実務経験

飲食料品製造業分野において、複数の従業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての実務経験を要件とする。

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」のB1相当以上の水準と認められるもの

2 その他特定技能制度の運用に関する重要事項

(1) 業務区分及び特定技能外国人が従事する業務

飲食料品製造業分野において設定する業務区分及び当該業務区分において従事する業務は、それぞれ次のア及びイに定めるとおりとする。

なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：原料の調達・受入れ、製品の納品、清掃、事業所の管理の作業）に付随的に従事することは差し支えない。

ア 1号特定技能外国人

上記1（1）ア①の技能水準にあつては、当該技能水準に対応し、それぞれ別表1のb. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとし、上記1（1）ア②の技能水準にあつては、当該技能水準に対応する別表3のa. 業務区分の欄に掲げる業務区分と同一の別表1のb. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとする。

イ 2号特定技能外国人

上記1（2）ア（ア）の技能水準に対応し、それぞれ別表2のb. 業務区分（従

事する業務)の欄に定めるとおりとする。

(2) 特定技能外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

(3) 特定産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等

特定技能所属機関に対して特に課す条件

- ① 特定技能所属機関は、特定技能の協議会の構成員になること。
- ② 特定技能所属機関は、特定技能の協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- ③ 特定技能所属機関は、農林水産省、財務省又はその委託を受けた者が行う調査等に対し、必要な協力を行うこと。
- ④ 特定技能所属機関は、登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、特定技能の協議会の構成員となっており、かつ、農林水産省、財務省及び特定技能の協議会に対して必要な協力を行う登録支援機関に委託すること。
- ⑤ 特定技能所属機関は、特定技能外国人に対するキャリアアッププランのイメージをあらかじめ設定し、雇用契約を締結する前に書面を交付して説明すること。
- ⑥ 特定技能所属機関は、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。
- ⑦ 特定技能外国人が業務に従事する事業所が、日本標準産業分類(令和5年総務省告示第256号)に掲げる産業のうち、特定のものをやっていること。

第三 育成就労制度に関する事項

1 育成就労産業分野において求められる人材の基準に関する事項

飲食料品製造業分野において育成就労の在留資格で受け入れる外国人は次の(1)に定める試験に合格した者又は講習を受講した者とする。また、育成就労の開始後一定期間経過時まで満たしていることが求められる水準は、次の(2)及び(3)にそれぞれ定める試験に合格していることとする。

(1) 育成就労の就労を開始するまでに求められる日本語能力水準

- ① 「日本語教育の参照枠」のA1相当以上の水準と認められるもの
- ② 認定日本語教育機関(日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律(令和5年法律第41号)第3条第1項の「認定日本語教育機関」をいう。)等における当該水準に相当する日本語講習の受講

(2) 育成就労の開始後1年経過時まで満たしていることが求められる水準

ア 技能水準

別表3のc. 技能水準(1年経過時まで)の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

上記1(1)①に掲げるもの

(3) 育成就労を終了するまでに求められる水準

ア 技能水準

別表3のd. 技能水準(育成就労終了まで)の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」のA 2. 2相当以上の水準と認められるもの

2 育成就労外国人の育成に関する事項

飲食料品製造業分野において設定する主たる技能は、別表3のa. 業務区分の欄に掲げる業務区分に対応し、それぞれ同表のb. 主たる技能の欄に定めるとおりとする。

その上で、育成就労計画に沿って、3年間の育成就労期間を通じて当該主たる技能を修得するために必要な業務に一定時間計画的に従事させることにより、当該業務と関連するそれぞれの業務区分の範囲内の業務を経験させることとあいまって、飲食料品製造業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成する。

3 育成就労産業分野における本人の意向による育成就労実施者の変更（転籍）に関する事項

(1) 本人の意向による転籍に当たって必要となる技能水準及び日本語能力水準

飲食料品製造業分野において育成就労外国人が本人の意向による転籍を行うに当たって必要となる技能水準及び日本語能力水準は、次に定める試験にそれぞれ合格していることとする。

ア 技能水準

別表3のc. 技能水準（1年経過時まで）の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」のA 2. 1相当以上の水準と認められるもの

(2) 転籍制限期間及びその理由

転籍制限期間は2年とする。

食の安全は、食品衛生、適正な製造加工、品質管理等の技能を有する人材が作業に従事するからこそ保たれており、生活者の命にも直結することから、特に食品の安全性を確保するための衛生管理の手法であるHACCPの理解・実践には、一定の育成期間と経験が必要である。業務の特性上、HACCPの管理手法の習熟等を行う必要があることに加えて、各種製造品目への適応力及び応用力を身につけるため、同一の受入れ機関において2年間育成を継続する必要性がある。

さらに、飲食料品製造業分野の令和7年1月から3月までの有効求人倍率は、都市部2.40倍、地方部3.71倍で、地方部が高い状況であり、転籍を制限しなければ、外国人材が都市部に過度に流出しかねないことから、激変緩和措置として、当面の間、転籍制限期間を2年とする必要がある（厚生労働省「職業安定業務統計」2025年1-3月を基に農林水産省にて算出）。

(3) 1年を超える転籍制限期間を設定した転籍元の育成就労実施者において講じる待遇向上策

毎年、育成就労の協議会において、当該分野における育成就労実施者の賃上げ率（所定内給与の定期昇給分及びベースアップ分。より高い昇給率となるよう育成就労外国人のみの賃上げ率も必要に応じて考慮する。）を基準に、昇給率を設定・公表する。1年を超える転籍制限期間を設定する育成就労実施者においては、在籍す

る育成就労外国人の所定内賃金を1年目から2年目にかけて、当該昇給率によって昇給することとする。

4 その他育成就労制度の運用に関する重要事項

(1) 業務区分及び育成就労外国人が従事する業務

飲食料品製造業分野において設定する業務区分及び従事する業務は、特定技能制度と同一とする(第二2(1)参照)。

(2) 育成就労外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

(3) 育成就労産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等

育成就労実施者に対して特に課す条件

- ① 農産物漬物製造を主たる技能とする場合は、次に掲げる要件を満たす事業所であること。
 - i 農産物漬物製造について、周年操業している施設であること。
 - ii 漬物製造管理士2級以上の有資格者が在籍している育成就労実施者であること。
 - iii 水産物を加えた場合は、水産物の使用量が農産物の使用量より少ないものに限る。
- ② 育成就労実施者は、育成就労の協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- ③ 育成就労実施者は、農林水産省、財務省又はその委託を受けた者が行う調査等に対し、必要な協力を行うこと。
- ④ 育成就労実施者は、育成就労外国人に対するキャリアアッププランのイメージをあらかじめ設定し、雇用契約を締結する前に書面を交付して説明すること。
- ⑤ 育成就労外国人が業務に従事する事業所が、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、特定のものをやっていること。

第四 経過措置

第二1(1)ア①及び同(2)ア(ア)で定める技能水準並びに第二2(1)ア及び同イで設定する業務区分及び従事する業務については、閣議決定日から令和9年3月31日までの間は、なお従前の例による。

別表 1 (第二 1 及び 2 関係)

項番	a. 技能水準	b. 業務区分 (従事する業務)
1	飲食料品製造業特定技能 1 号評価試験	飲食料品製造業 (飲食料品 (酒類を除く。)) の製造・加工及び安全衛生の確保 (指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、飲食料品製造工程の作業に従事する業務))
2	水産加工業特定技能 1 号評価試験	水産加工業 (水産加工品の製造・加工及び安全衛生の確保 (指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、水産加工工程の作業に従事する業務))

別表 2 (第二 1 及び 2 関係)

項番	a. 技能水準	b. 業務区分 (従事する業務)
1	飲食料品製造業特定技能 2 号評価試験	飲食料品製造業 (飲食料品製造業 (飲食料品 (酒類を除く。)) の製造・加工及び安全衛生の確保)) に加え、飲食料品製造業に関する管理業務 (複数の技能者を指導しながら、飲食料品製造の作業に従事し、工程を管理する業務))
2	水産加工業特定技能 2 号評価試験	水産加工業 (水産加工業 (水産加工品の製造・加工及び安全衛生の確保)) に加え、水産加工業に関する管理業務 (複数の技能者を指導しながら、水産加工の作業に従事し、工程を管理する業務))

別表 3 (第二 1、2、第三 1、2 及び 3 関係)

項番	a. 業務区分	b. 主たる技能	c. 技能水準 (1 年経過時まで)	d. 技能水準 (育成就労終了まで)
1	飲食料品製造業 (飲食料品 (酒類を除く。)) の製造・加工及び安全衛生の確保)	飲食料品製造業全般	飲食料品製造業育成就労評価試験 (初級)	飲食料品製造業特定技能 1 号評価試験
		缶詰巻締	缶詰巻締育成就労評価試験 (初級)	缶詰巻締育成就労評価試験 (専門級)
		食鳥処理加工	食鳥処理加工育成就労評価試験 (初級)	食鳥処理加工育成就労評価試験 (専門級)
		牛豚部分肉製造	牛豚食肉処理加工育成就労評価試験 (初級)	牛豚食肉処理加工育成就労評価試験 (専門級)
		牛豚精肉商品製造		
		惣菜製造	惣菜製造育成就労	惣菜製造育成就労

(案)

			評価試験（初級）	評価試験（専門級）
		農産物漬物製造	農産物漬物製造業 育成就労評価試験 （初級）	農産物漬物製造業 育成就労評価試験 （専門級）
		<u>豆腐製造</u>	<u>豆腐製造業育成就 労評価試験（初級）</u>	<u>豆腐製造業育成就 労評価試験（専門 級）</u>
		<u>医療・福祉施設給 食製造</u>	<u>医療・福祉施設給食 製造育成就労評価 試験（初級）</u>	<u>医療・福祉施設給食 製造育成就労評価 試験（専門級）</u>
		ハム・ソーセージ・ ベーコン製造	技能検定基礎級	技能検定3級
		パン製造	技能検定基礎級	技能検定3級
2	水産加工業 （水産加工品の 製造・加工 及び安全衛生 の確保）	水産加工品製造 （保蔵のための処 理として加熱処理 ・脱水処理・低温処 理の3つから選 択）	水産加工育成就労 評価試験（初級）	水産加工育成就労 評価試験（専門級）
		水産練り製品製造	技能検定基礎級	技能検定3級

外食業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針
及び育成就労に係る制度の運用に関する方針

法 務 大 臣
厚生労働大臣
国家公安委員会
外 務 大 臣
農 林 水 産 大 臣

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。）第 2 条の 4 第 1 項及び外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「育成就労法」という。）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、入管法第 2 条の 3 第 1 項及び育成就労法第 7 条第 1 項の規定に基づき定められた「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）にのっとり、外食業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針（以下「分野別運用方針」という。）を定める。

第一 特定技能制度及び育成就労制度に共通する事項

- 1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）及び特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である分野（育成就労産業分野）

外食業分野

- 2 当該産業上の分野における人材の不足の状況（当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項

（１）特定技能外国人及び育成就労外国人受入れの趣旨・目的

ア 特定技能外国人

外食業分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

イ 育成就労外国人

特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である外食業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保する。

（２）生産性向上や国内人材確保のための取組

ア 生産性向上のための取組

生産性向上のための取組として、店舗内調理等の機械化や作業動線の見直しによる省力化、食券販売機・セルフオーダーシステム・セルフレジ等の導入やキ

キャッシュレス化によるサービスの省力化、その他店舗運営に係る各種業務の ICT 化等による業務の省力化・省人化を進めている。また、これらの効率化によって得られた余力人員や資金などを基に新たな価値やサービスの創出（新しいメニューや業態の開発等）及び付加価値向上（国産食材の積極的な使用、高付加価値食材の使用等）につながる取組を各企業の規模や業態に応じて行っている。

さらに、農林水産省では、「外食・中食の生産性向上に向けた手引き」（平成 29 年農林水産省）の作成・配付を通じて優良事例の普及等を図るとともに、顕在化している労働力不足等に対応するため、セルフオーダーシステムの導入等の省力化に係る取組等への支援を行っている。

イ 国内人材確保のための取組

（ア）女性、高齢者、就職困難者等の就業促進

女性や高齢者を含む多様な人材を確保・維持する観点から、物理的な作業負担の軽減や安全対策の強化、転勤のない地域限定正社員制度の導入といった育児・介護に配慮した働き方や有給休暇取得の推進、定年延長や再雇用制度の設定等の取組が行われている。例えば、厚生労働省の調査によれば、「宿泊業、飲食サービス業」における有給休暇の取得率について、前年 1 年間に取得した平均取得率は、平成 29 年調査では 32.8%であったのに対し、令和 6 年調査では 51.0%となっている。また、一律定年制を定めている企業のうち、勤務延長制度や再雇用制度を導入した企業割合は、平成 29 年調査では 85.4%であったのに対し、令和 4 年調査では 91.7%となっている（平成 29 年、令和 4 年、令和 6 年厚生労働省「就労条件総合調査」）。

（イ）処遇改善

人手不足を踏まえた処遇改善のための取組として、給与の引上げや正社員化の推進等の取組が行われている。

（ウ）安全衛生対策

食品産業における労働安全のためのハンドブック等の作成・配布を通じて、企業における労働安全対策の取組を推進している。

（エ）（ア）、（イ）及び（ウ）の成果

上記（ア）、（イ）及び（ウ）の取組により、外食業分野においては、多様な人材確保が図られており、外食業の女性従業員比率は 63.3%と、全産業平均（45.5%）の 1.4 倍であり、また、高齢者従業員比率は、65 歳以上の従業員割合が飲食店で 13.2%と、全産業平均（13.7%）と同等程度となっている（令和 6 年総務省「労働力調査」）。

直近 6 年間の「宿泊業、飲食サービス業」の常用労働者の時間当たりの給与額（現金給与総額を総実労働時間数で除したもの）は一貫して増加傾向にあり、令和元年と令和 6 年を比較すると 26.5%増と全産業の増加率（10.7%）と比べて高い水準で増加している（令和元年、令和 6 年厚生労働省「毎月勤労統計調査」）。

（3）受入れの必要性（人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。）

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う水際対策の終了後、外食需要は回復傾向

にあり、今後5年間においても引き続き増加していくと想定される。他方、外食業では、客のし好に応じた食事を提供するなど、臨機応変に作業内容を変える判断が必要となること、また、手作り感やホスピタリティといった外食業ならではの付加価値が求められること等から、機械化による省力化には限界がある。

令和6年度の外食業の有効求人倍率は、4.15倍であり、全体の有効求人倍率1.25倍の約3倍となっている。さらに、日銀短観によれば、「宿泊・飲食サービス」の雇用人員判断(DI)は、令和7年6月の実績がマイナス60、令和7年9月の予測がマイナス62と、どちらも全調査対象業種中最低となっている(令和7年6月日本銀行「全国企業短期経済観測調査」)。

また、外食業は、訪日外国人旅行者を我が国に呼び込む上での魅力の一つであり、特に集客力のある観光地等においては飲食サービスの一層の提供が求められている一方で、北陸地方や中四国地方など、大都市圏以外の地域においては、人手不足の傾向が見受けられる。

加えて、平成30年に食品衛生法(昭和22年法律第233号)が改正され、令和3年6月に施行されたことにより、全ての飲食店にHACCP(原材料の受入れから最終製品までの工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入等の潜在的な危害要因を分析し、特に重要な工程を継続的に監視、記録する工程管理システム)に沿った衛生管理の制度化への対応が求められ、今後も外食業においてHACCPを含む衛生管理の知識を有する人材を確保していくことが急務な状況となっている。

これらの状況を踏まえると、外食業分野においては、令和10年度には481万1,000人の就業者が必要になると推計されるが、同年度の就業者数は455万5,000人となる見込みであり、上記(2)に掲げた生産性向上のための取組及び国内人材確保のための取組を継続することにより人手不足が20万700人程度緩和されることが見込まれるものの、なお5万5,300人程度が不足することになる(総務省「サービス産業動向調査」を基に農林水産省で算出)。

そのため、今後も安全で質の高い商品・サービスを提供し、また、外国人観光客の集客力を確保するためには、一定の専門性・技能を有する即戦力の外国人を受け入れることにより、十分な人手を確保することが必要不可欠である。

(4) 受入れ見込数(育成就労法第7条の2第2項第4号の当該個別育成就労産業分野における受入れ見込数を含む。)

ア 外食業分野全体の受入れ見込数

外食業分野全体における令和6年度から令和10年度までの5年間の受入れ見込数は、5万5,300人である。

当該受入れ見込数は、外食業分野において、令和10年度には25万6,000人程度の人手不足が見込まれる中、ICT化等による業務の省力化・省人化等の取組による毎年0.6%程度の生産性向上(令和10年度までに15万7,700人程度)や、従業員の賃金水準の引上げの取組、育児・介護に配慮した取組等による女性・高齢者を含む多様な人材確保、労働参加率の段階的な引上げによる毎年0.2%程度の追加的な国内人材の確保(令和10年度までに4万3,000人程度)を行ってもなお不足すると見込まれるものであり、過大なものとはなっていない。

イ 1号特定技能外国人の受入れ見込数

外食業分野における令和6年度から5年間の1号特定技能外国人の受入れ見込数は、5万人であり、これを令和10年度末までの5年間の受入れの上限として運用する。

ウ 育成就労外国人の受入れ見込数

外食業分野における令和9年度から2年間の育成就労外国人の受入れ見込数は5,300人であり、これを令和10年度末までの2年間の受入れの上限として運用する。

3 在留資格認定証明書の交付又は育成就労認定の停止の措置及び再開の措置

(1) 外食業分野をめぐる人手不足状況の把握方法

農林水産大臣は、次の指標等により人手不足状況の変化を的確に把握する。

- ① 外食業分野の1号特定技能外国人及び育成就労外国人の在留者数（定期的に法務省から農林水産省に提供）
- ② 有効求人倍率
- ③ 雇用人員判断（D I）

(2) 入管法第7条の2第3項及び第4項（これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置及び交付の再開の措置に関する事項

- ① 農林水産大臣は、上記（1）の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて分野別運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記2（4）イに掲げた受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。
- ② 一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該特定産業分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、農林水産大臣は、法務大臣に対し、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を求める。

(3) 育成就労法第12条の2の規定による育成就労認定の停止の措置及び認定の再開の措置に関する事項

- ① 農林水産大臣は、上記（1）の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて分野別運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記2（4）ウに掲げた受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣及び厚生労働大臣に対し、一時的に育成就労認定（育成就労外国人及び育成就労認定が育成就労法第16条第1項の規定により取り消されたことにより育成就労対象でなくなった外国人に係るものを除く。）の停止の措置を求める。
- ② 一時的に育成就労認定の停止の措置を講じた場合において、当該育成就労産業分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、農林水産大臣は、法務大臣及び厚生労働大臣に対し、育成就労認定の再開の措置を求める。

4 その他特定技能制度及び育成就労制度に係る制度の運用に共通する重要事項

(1) 特定技能外国人及び育成就労外国人のキャリア形成等に関する事項

農林水産省は、関係業界等と協働して、育成就労、特定技能1号及び特定技能2号に係る外食業分野の人材育成を内容とする外食業分野における「育成・キャリア形成プログラム（以下「育成プログラム」という。）」を策定する。

外食業分野における育成プログラムは、次の事項を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとするを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

- ① 各レベルの業務内容及び習熟の目安となる年数
- ② レベルアップするときに必要な経験・実績、資格・検定など

(2) 治安への影響を踏まえて講じる措置

農林水産省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得る事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度関係機関と適切に共有する。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を踏まえつつ、農林水産省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、分野別運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

ア 治安上の問題に対する措置

農林水産省は、外食業分野における特定技能外国人又は育成就労外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送出機関の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

イ 治安上の問題を把握するための取組及び把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等

農林水産省は、上記アの治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するなど、必要な措置を講じる。また、上記アの治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

(3) 大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置

- ① 特定技能外国人の就労が大都市圏等の地域に過度に集中することがないよう、「外食業特定技能1号評価試験」及び「外食業特定技能2号評価試験」の国内における試験は、大都市圏以外の地方を含めた全国数十か所で実施する。
- ② 農林水産省は、本制度の趣旨や優良事例を全国的に周知するとともに、農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される特定技能制度における外食業分野に係る分野別協議会（以下単に「特定技能の協議会」という。）又は育成就労制度における外食業分野に係る分野別協議会（以下単に「育成就労の協議会」という。）での協議も踏まえ、生産性向上のための取組や国内人材確保のための取組が行われていてもなお外国人材を含む人手不足が顕著で

ある地域が認められる場合には、その地域において特定技能外国人及び育成就労外国人の就業が円滑に行われるよう、試験の開催場所・頻度等の調整に努めるとともに、その他必要な支援等について、制度関係機関、関係業界団体等とも連携して取り組む。

そのほか、農林水産省は、制度を所管する行政機関や地方公共団体、事業者、業界団体等と適切に連携するなどして、特定技能外国人及び育成就労外国人が居住する地域における外国人との共生のための施策の推進を支援する。

(4) 公租公課に関する必要な措置

特定技能外国人、育成就労外国人、特定技能所属機関及び育成就労実施者は、納付すべき公租公課を適切に支払う責務があり、また、農林水産省は、これらの者が納付すべき公租公課の未納を防ぐため、制度を所管する行政機関と連携の上、必要な措置を講じる。

第二 特定技能制度に関する事項

1 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

(1) 1号特定技能外国人

外食業分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、次のア及びイに定める試験に合格した者とする。

ア 技能水準

次のいずれかの試験

- ① 別表1のa. 技能水準の欄に掲げるもの
- ② 別表3のd. 技能水準（育成就労終了まで）の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」のA2. 2相当以上の水準と認められるもの

(2) 2号特定技能外国人

外食業分野において特定技能2号の在留資格で受け入れる外国人は、次のア（ア）及びイに定める試験に合格した者であり、かつ、ア（イ）に定める実務経験の要件も満たす者とする。

ア 技能水準

（ア）技能水準

別表2のa. 技能水準の欄に掲げるもの

（イ）実務経験

食品衛生法の営業許可を受けた飲食店等において、複数のアルバイト従業員や特定技能外国人等を指導・監督しながら接客を含む作業に従事し、店舗管理を補助する者（副店長、サブマネージャー等）としての実務経験（ただし、当該経験を終えてから、農林水産大臣が別途定める期間を経過していない者に限る。）を要件とする。

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」のB1相当以上の水準と認められるもの

2 その他特定技能制度の運用に関する重要事項

(1) 業務区分及び特定技能外国人が従事する業務

外食業分野において設定する業務区分及び当該業務区分において従事する業務は、それぞれ次のア及びイに定めるとおりとする。

なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：店舗において原材料として使用する農林水産物の生産、客に提供する調理品等以外の物品の販売）に付随的に従事することは差し支えない。また、いずれの場合も、関連業務を含め、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風俗営業法」という。）第 2 条第 3 項に規定する「接待」（以下「接待」という。）に従事してはならない。

ア 1号特定技能外国人

上記 1（1）ア①の技能水準にあつては、当該技能水準に対応し、それぞれ別表 1 の b. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとし、上記 1（1）ア②の技能水準にあつては、当該技能水準に対応する別表 3 の a. 業務区分の欄に掲げる業務区分と同一の別表 1 の b. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとする。

イ 2号特定技能外国人

上記 1（2）ア（ア）の技能水準に対応し、それぞれ別表 2 の b. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとする。

(2) 特定技能外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

(3) 特定産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等

特定技能所属機関に対して特に課す条件

- ① 特定技能所属機関は、特定技能外国人に対して、風俗営業法第 2 条第 1 項に規定する風俗営業を営む営業所において就労を行わせないこと。ただし、旅館・ホテル営業（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項に規定する旅館・ホテル営業をいう。）の形態で旅館業を営み、かつ、同法第 3 条第 1 項の旅館・ホテル営業の許可を受けている場合はこの限りでない。
- ② 特定技能所属機関は、特定技能外国人に対して、風俗営業法第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を営む営業所において就労を行わせないこと。
- ③ 特定技能所属機関は、特定技能外国人に対して、接待を行わせないこと。なお、その確実な履行を図るため、必要な措置を講じること。
- ④ 特定技能所属機関は、特定技能の協議会の構成員になること。
- ⑤ 特定技能所属機関は、特定技能の協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- ⑥ 特定技能所属機関は、農林水産省又はその委託を受けた者が行う調査等に対し、必要な協力を行うこと。
- ⑦ 特定技能所属機関は、登録支援機関に 1 号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、特定技能の協議会の構成員となっており、かつ、農林水産省及び特定技能の協議会に対して必要な協力を行う登録支援機関に委託すること。
- ⑧ 特定技能所属機関は、特定技能外国人に対するキャリアアッププランのイメ

ージをあらかじめ設定し、雇用契約を締結する前に書面を交付して説明すること。

- ⑨ 特定技能所属機関は、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。

第三 育成就労制度に関する事項

1 育成就労産業分野において求められる人材の基準に関する事項

外食業分野において育成就労の在留資格で受け入れる外国人は次の（１）に定める試験に合格した者又は講習を受講した者とする。また、育成就労の開始後一定期間経過時まで満たしていることが求められる水準は、次の（２）及び（３）にそれぞれ定める試験に合格していることとする。

（１）育成就労の就労を開始するまでに求められる日本語能力水準

- ① 「日本語教育の参照枠」のＡ１相当以上の水準と認められるもの
- ② 認定日本語教育機関（日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和５年法律第４１号）第３条第１項の「認定日本語教育機関」をいう。）等における当該水準に相当する日本語講習の受講

（２）育成就労の開始後１年経過時まで満たしていることが求められる水準

ア 技能水準

別表３のｃ．技能水準（１年経過時まで）の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

上記１（１）①に掲げるもの

（３）育成就労を終了するまでに求められる水準

ア 技能水準

別表３のｄ．技能水準（育成就労終了まで）の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」のＡ２．２相当以上の水準と認められるもの

2 育成就労外国人の育成に関する事項

外食業分野において設定する主たる技能は、別表３のａ．業務区分の欄に掲げる業務区分に対応し、それぞれ同表のｂ．主たる技能の欄に定めるとおりとする。

その上で、育成就労計画に沿って、３年間の育成就労期間を通じて当該主たる技能を修得するために必要な業務に一定時間計画的に従事させることにより、当該業務と関連する業務区分の範囲内の業務を経験させることとあいまって、外食業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成する。

3 育成就労産業分野における本人の意向による育成就労実施者の変更（転籍）に関する事項

（１）本人の意向による転籍に当たって必要となる技能水準及び日本語能力水準

外食業分野において育成就労外国人が本人の意向による転籍を行うに当たって必要となる技能水準及び日本語能力水準は、次に定める試験にそれぞれ合格していることとする。

ア 技能水準

別表 3 の c. 技能水準（1 年経過時まで）の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」の A 2. 1 相当以上の水準と認められるもの

(2) 転籍制限期間及びその理由

転籍制限期間は 2 年とする。

外食業分野においては、業務の特性上、調理、接客、店舗管理のそれぞれが一連の業務となっている中で、接客については日本語や日本の慣習・文化を習熟した上で、それぞれ受入れ機関によって異なる提供メニューや調理・店舗設備等に関する一定の理解、業務経験が求められる。これら一連の技能の修得には、一般的に、同一の受入れ機関において 2 年間育成を継続する必要性がある。

~~また、特に外食業分野のうち医療・福祉施設給食製造においては、下処理を含む一般的な調理のほか、患者・利用者ごとの症状・嚥下機能・薬剤の影響・アレルギー等に応じた米飯の炊き分けや食品の刻み作業、調味料等の調理方法の分別が求められる。これらの技能は人の健康への影響が大きく、より細心の注意を払う必要があり、専門用語の理解や患者・利用者に応じた対応等の技能の修得には、一般的に、同一の受入れ機関において 2 年間育成を継続する必要性がある。~~

さらに、外食業分野の令和 7 年 1 月から 3 月までの有効求人倍率は、都市部 3.89 倍、地方部 4.61 倍で、地方部が高い状況であり、転籍を制限しなければ、外国人材が都市部に過度に流出しかねないことから、激変緩和措置として、当面の間、転籍制限期間を 2 年とする必要がある（厚生労働省「職業安定業務統計」2025 年 1 - 3 月を基に農林水産省にて算出）。

(3) 1 年を超える転籍制限期間を設定した転籍元の育成就労実施者において講じる待遇向上策

毎年、育成就労の協議会において、外食業分野における育成就労実施者の賃上げ率（所定内給与の定期昇給分及びベースアップ分。より高い昇給率となるよう育成就労外国人のみの賃上げ率も考慮する。）を基準に、昇給率を設定・公表する。1 年を超える転籍制限期間を設定する育成就労実施者においては、在籍する育成就労外国人の所定内賃金を 1 年目から 2 年目にかけて、当該昇給率によって昇給することとする。

4 その他育成就労制度の運用に関する重要事項

(1) 業務区分及び育成就労外国人が従事する業務

外食業分野において設定する業務区分及び従事する業務は、特定技能制度と同一とする（第二 2（1）参照）。

(2) 育成就労外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

(3) 育成就労産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等

育成就労実施者に対して特に課す条件

- ① 育成就労実施者は、育成就労外国人に対して、風俗営業法第 2 条第 1 項に規定する風俗営業を営む営業所において就労を行わせないこと。ただし、旅館・ホテル営業（旅館業法第 2 条第 2 項に規定する旅館・ホテル営業をいう。）の形態で

旅館業を営み、かつ、同法第3条第1項の旅館・ホテル営業の許可を受けている場合はこの限りでない。

- ② 育成就労実施者は、育成就労外国人に対して、風俗営業法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む営業所において就労を行わせないこと。
- ③ 育成就労実施者は、育成就労外国人に対して、接待を行わせないこと。なお、その確実な履行を図るため、必要な措置を講じること。
- ④ 育成就労実施者は、育成就労の協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- ⑤ 育成就労実施者は、農林水産省又はその委託を受けた者が行う調査等に対し、必要な協力を行うこと。

別表 1 (第二 1 及び 2 関係)

項番	a. 技能水準	b. 業務区分 (従事する業務)
1	外食業特定技能 1 号評価試験	外食業 (飲食物調理、接客及び店舗管理)
~~2~~	~~医療・福祉施設給食製造育成就労評価試験~~ ~~(専門級)~~	~~外食業 (飲食物調理、接客及び店舗管理)~~

別表 2 (第二 1 及び 2 関係)

項番	a. 技能水準	b. 業務区分 (従事する業務)
1	外食業特定技能 2 号評価試験	外食業 (飲食物調理、接客、店舗管理及び店舗経営)

別表 3 (第二 1、2、第三 1、2 及び 3 関係)

項番	a. 業務区分	b. 主たる技能	c. 技能水準 (1 年経過時まで)	d. 技能水準 (育成就労終了まで)
1	外食業	外食業	外食業育成就労評価試験 (初級)	外食業特定技能 1 号評価試験
		~~医療・福祉施設給食製造~~	~~医療・福祉施設給食製造育成就労評価試験 (初級)~~	~~医療・福祉施設給食製造育成就労評価試験 (専門級)~~